令和 7 年度第 1 回浜松市環境審議会　次第

日時:令和 7 年 8 月 20 日(水)　13:30～15:00

会場:浜松市役所鴨江分庁舎　2 階会議室

1　開会

2　挨拶

3　新委員の委嘱に関しての報告と委員紹介

4　議事

(1)浜松市環境審議会について
(2)会長・副会長の選任について

(報告案件)
(3)第 2 次浜松市環境基本計画に基づく取組実績・評価等について
(4)浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和 6 年度進捗報告について

5　閉会

(配布資料)

	次第、浜松市環境審議会委員名簿、座席表及び出席職員名簿
資料 1-1	浜松市環境審議会について
資料 1-2	浜松市環境審議会　根拠条項まとめ
資料 2-1	第 2 次浜松市環境基本計画に基づく取組実績・評価等について
資料 2-2	第 2 次浜松市環境基本計画(改定版)施策一覧／2025(令和 6)年度実績
資料 3-1	令和 6 年度ごみ・資源物の排出状況について
資料 3-2	令和 6 年度生活排水処理の状況について

浜松市環境審議会委員名簿

委員氏名	所属等	分野	出欠席・出席方法
秋山（アキヤマ）　雅幸（マサユキ）	公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会	産業廃棄物	Web
安間（アンマ）　みち子（ミチコ）	浜松商工会議所	商工業関係者	会場
石川（イシカワ）　春乃（ハルノ）	静岡理工科大学 理工学部	建築環境、温暖化対策	会場
伊藤（イトウ）　徳江（トクエ）	浜松市消費者団体連絡会	3R活動団体、消費者教育	会場
杉木（スギキ）　直（ナオ）	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系	都市交通、都市計画	Web
中村（ナカムラ）　俊哉（トシヤ）	常葉大学 健康プロデュース学部	環境教育	会場
橋本（ハシモト）　博行（ヒロユキ）	浜松市自治会連合会	自治会意見	会場
藤森（フジモリ）　文臣（フミオミ）	遠州自然研究会	自然環境	会場
山本（ヤマモト）　真実（マミ）	浜松医科大学 医学部	疫学・公衆衛生学	Web

令和7年度第1回浜松市環境審議会 座席表

１　日時　令和7年8月20日（水）13：30～

２　会場　浜松市役所鴨江分庁舎　2階会議室

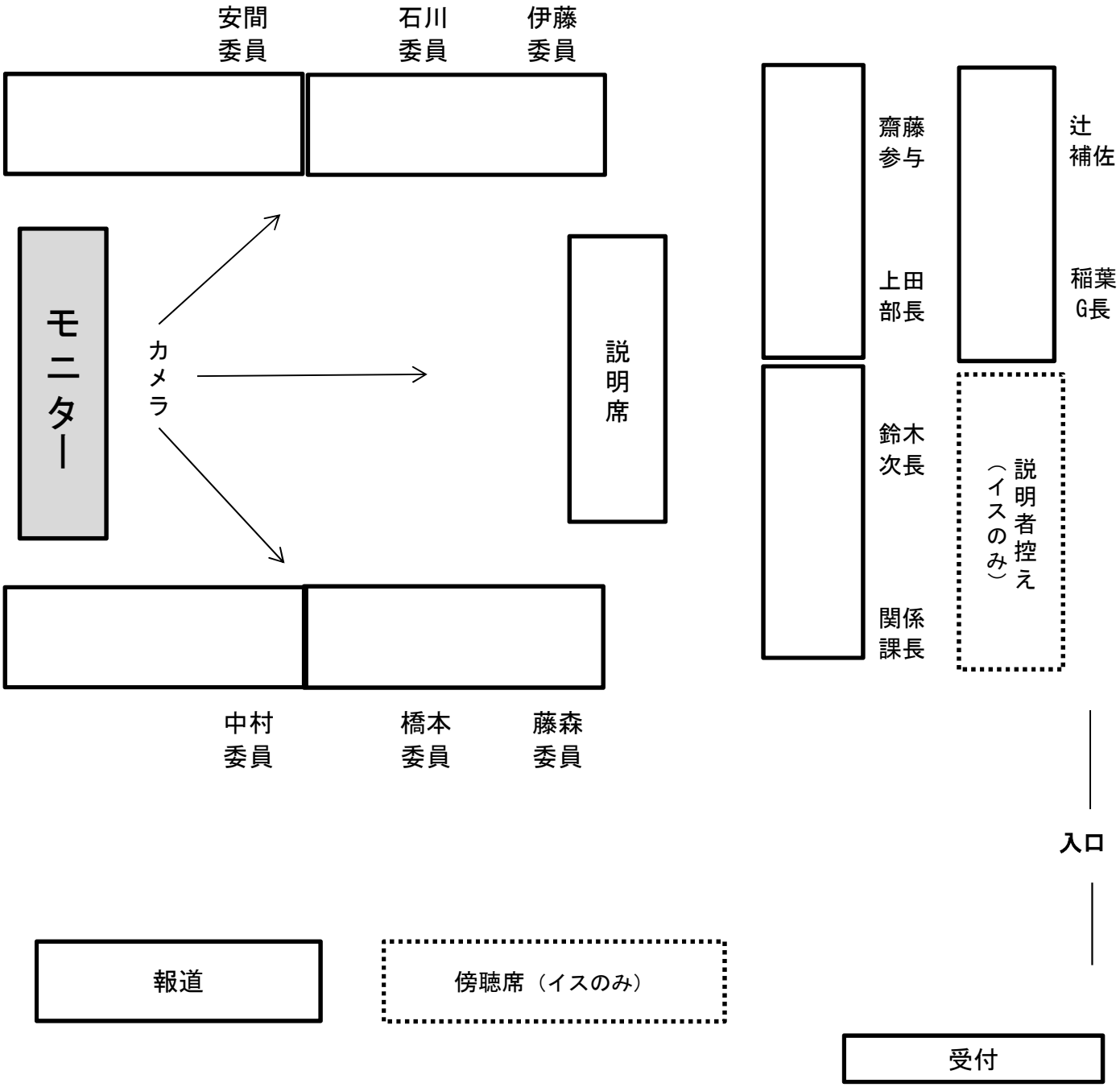

出席職員名簿

所属名	役職名	氏名	出席方法
環境部	部長	上田　晃寿	会場
環境部	参与兼次長	齋藤　美苗	会場
環境部　環境保全課	課長	佐藤　卓	web
環境部　一般廃棄物対策課	参事兼課長	鈴木　浩之	会場
環境部　一般廃棄物対策課	計画許可G長	後藤　崇臣	会場
環境部　一般廃棄物対策課	資源循環推進担当課長	鈴木　秀幸	web
環境部　廃棄物処理施設課	課長	平口　学	会場
環境部　廃棄物処理施設課	施設管理技術G長	後藤　匠	会場
環境部　平和清掃事業所	所長	辻村　得雄	web
環境部　平和清掃事業所 南部清掃センター	所長	飯田　浩敬	web
環境部　天竜清掃事業所	所長	座馬　和暁	web
環境部　産業廃棄物対策課	課長	中里　滋紀	web
産業部　カーボンニュートラル推進課	参事兼課長	原田　憲治	web
産業部　林業振興課	専門監兼課長補佐	齋藤　和也	web
都市整備部　緑政課	緑地保全Ｇ長	太田　佐知代	web
上下水道部　お客さまサービス課	課長	大塚　彰男	web

事務局（環境部　環境政策課）	次長兼課長	鈴木　茂	会場
	専門監兼課長補佐	辻　昌孝	会場
	企画調整G長	稲葉　顕	会場
	主任	村瀬　献	会場

資料1-1

浜松市環境審議会について

1　環境審議会の趣旨

本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法第 44 条の規定に基づき設置する。（浜松市環境基本条例第 22 条）

2　環境審議会の組織

・審議会は、委員 16 人以内で組織する。（同条例第 23 条）　→現在 9 人で構成
・審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める（同条例第 25 条）
・副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める（浜松市環境審議会規程第 2 条）

3　委員の任期

委員の任期は、3 年とする（同条例第 24 条）
現委員の任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

4　環境審議会で扱う事項

①環境部にて所管する施策・事業や条例、計画等
②カーボンニュートラル推進課にて所管する施策・事業や条例、計画等
※温暖化対策関係事項については、カーボンニュートラル推進課の専門会議にて審議を行うが、環境審議会においても同様の案件について報告を行う。

≪参考・昨年度実施案件≫
・第 2 次浜松市環境基本計画の進捗状況について
・生物多様性はままつ戦略の進捗状況について
・浜松市一般廃棄物処理基本計画の進捗報告について
・浜松市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について
・第 3 次浜松市環境基本計画について　　など

5　今年度予定案件

以下の 6 件（報告案件 6 件）が予定されている。

報告案件	第 2 次浜松市環境基本計画に基づく取組実績・評価等について
	浜松市一般廃棄物処理基本計画の令和 6 年度進捗報告について
	生物多様性はままつ戦略 2024 の進捗報告について
	浜松市地球温暖化対策実行計画の令和 6 年度進捗報告について
	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のパブリックコメントについて
	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

6　開催時期

今年度中に 3 回程度開催予定（8 月 20 日、11 月頃、3 月頃）

資料1-2

浜松市環境審議会　根拠条項まとめ

環境政策課

◆環境基本法（平成五年十一月十九日・法律九十一号）　一部抜粋

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条　市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

◆浜松市環境基本条例（平成 10 年 9 月 30 日・浜松市条例第 49 号）　一部抜粋

（設置）

第２２条　本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２３条　審議会は、委員１６人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者の代表

(2) 知識経験者

（平１７条例１４２・平２０条例３０・一部改正）

（委員の任期）

第２４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平３１条例２１・一部改正）

（会長）

第２５条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

◆浜松市環境審議会規程　一部抜粋

（会長及び副会長）

第２条　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

資料2-1

第２次浜松市環境基本計画に基づく取組実績・評価等について

環境部環境政策課

１　第２次浜松市環境基本計画の概要

浜松市環境基本計画は、浜松市環境基本条例第９条の規定に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として位置付けており、2008 年に市町村合併後初めてとなる第１次浜松市環境基本計画（2008-2014 年度）を策定しました。

その後、持続可能な開発目標：SDGs やパリ協定の採択、海洋プラスチックごみ問題等の社会情勢の変化や国の環境基本計画の策定等の動向を踏まえ、2015 年に第２次浜松市環境基本計画（2015-2024 年度）を策定、2020 年には改定版を策定しました。

第２次浜松市環境基本計画(改定版)では、本市の最上位計画である浜松市総合計画(2015～2044 年度）の期間を踏まえ、2045 年にありたい理想の姿＝環境の将来像として、『豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市』を掲げています。また、理想の姿の実現に向けた５つの基本方針と環境指標を定め、環境政策を推進してきました。

《第２次浜松市環境基本計画【改定版】（令和２年４月策定）の概要》

2　取組実績・評価

2024 年度の取組実績を以下のとおり示します。また、2024 年度は、本計画における計画期間の最終年度であることから、5 つの基本方針に基づき、これまでに実施してきた取組のの評価と課題を併せて示します。

■基本方針１　健康で安全な生活環境を保全する都市

（１）主な施策

①大気汚染対策｜②水質保全対策｜③有害化学物質対策　など

（２）2024 年度に実施した主な取組

① 大気汚染対策

- ✓ 大気汚染防止法に基づく規制対象事業所へ立入検査を 26 件実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行いました。

② 水質保全対策

- ✓ 水質測定計画の見直しを行い、適正な常時監視を実施するとともに、監視結果を浜松市の環境測定結果として、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図りました。
- ✓ 湖沼保全区域内の特定事業場について、10 件の立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を行いました。
- ✓ 佐鳴湖地域協議会として、プラットフォーム構築に向けた中学生向けワークショップおよび市民活動団体の交流の場として、佐鳴湖交流会を開催しました。
- ✓ 佐鳴湖地域協議会のイベントとして、佐鳴湖で市民・NPO・事業者が参加するヨシ刈りイベントを開催し、水質浄化および啓発を実施しました。
- ✓ 芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会において意見交換を実施しました。また、染色排水の最新の脱色技術等を調査し連絡会委員に伝達しました。

③ 有害化学物質対策

- ✓ アスベスト事前調査結果の報告義務、作業基準の遵守義務等について指導するため、特定粉じん排出等作業の届出対象施設 41 件を含む計 128 件立入検査を実施しました。また、アスベスト事前調査結果の報告は 5,651 件でした。
- ✓ PCB、アスベスト廃棄物について、関連法令に基づき監視・指導を行いました。

（3）これまでの評価

- ✓ 事業場への立入検査を継続的に実施し、規制基準順守のための指導を行うとともに、市内における大気、公共用水域にて常時監視を実施することで、環境基準の達成、維持に努めました。
- ✓ アスベストの飛散防止強化のため、労働基準監督署などと連携して、解体工事現場への立入検査を実施したほか、PCB（Poly Chlorinated Biphenyl：ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の保管事業者に対して、法に規定された処理期限の順守を促しました。
- ✓ 佐鳴湖の水質改善については、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策、雨水浸透ますの設置やエコファーマー制度の認定・育成による環境にやさしい農業の普及などの面源負荷対策に加えて、市民団体も連携して活動に取り組みました。
- ✓ 水質汚濁の指標である佐鳴湖の COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）は 2024 年度目標値を達成しました。

（4）課題

- ✓ 佐鳴湖の水質改善については一定の成果を得られましたが、市民のニーズは水質の改善に留まらず、公園の利活用へと多様化しているため、今後は水辺環境の保全についても検討していく必要があります。また、佐鳴湖に限らず、広く公共用水域の水質監視を実施することで、健康で安全な生活環境の保全に寄与することが求められます。
- ✓ 低濃度 PCB 廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）」により処理期限が定められている一方、現在使用中の低濃度 PCB を含んだ製品については、使用を規制する法律がないことから、処理期限の経過後に新たな低濃度 PCB 廃棄物が発生することが危惧されます。

（5）環境指標

指標項目	基準値※2 （2013 年度）	目標値※2 （2024 年度）	実績値※2 （2024 年度）	評価
佐鳴湖の COD （化学的酸素要求量）※1	7.6mg/L	8mg/L 以下	6.7mg/L	達成

※1　COD：水質の指標の一つ。一般的に数値が高いと有機物が多く水質が悪いとされる。
※2　5 か年移動平均値

■基本方針２　資源を有効に活用する循環型都市

（１）主な施策

①一般廃棄物の減量とリサイクルの推進｜②産業廃棄物対策｜③バイオマスの活用｜④海洋プラスチックごみ対策　など

（２）2024 年度に実施した主な取組

① 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ✓ 家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみ堆肥化容器の無料配付及び生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付しました。 生ごみ堆肥化容器は 1,206 世帯と前年と同数程度の配付でした。ただし 2024 年度は例年 1 回の募集のところ、コンポスト容器については 2 回の募集を行いました。生ごみ処理機は 276 世帯に補助金を交付し、前年度の 269 世帯から微増しました。
- ✓ 家庭系ごみの排出量目標達成・定着状況や社会経済情勢等を踏まえ、家庭ごみ有料化の実施時期について検討を行いました。2024 年 1 月~12 月までの家庭系ごみ排出量は目標値を達成しました。また社会経済情勢等も鑑み、2024 年度は直ちに家庭ごみ有料化を実施する局面にはないと判断しました。
- ✓ 浜松市のごみ処理の現状、ごみ減量の目標値、ごみの減らし方を説明し、ごみ減量の意識を高めました。2024 年度は出前講座・E スイッチプログラムを 26 回開催し、958 名が参加しました。
- ✓ 市の各種広報媒体等を通じて情報を発信しました。ごみ減量の目標値共有とごみ減量の取組促進のため掲げるスローガン「Go！みんなで 404 チャレンジ」について、広報はままつで特集を組むほか、庁内モニターやバス電光掲示板等で周知しました。また、浜松市環境部インスタグラム公式アカウントでは、年間を通して各事業の紹介を行いました。
- ✓ 西部清掃工場の更新基本計画の策定及び生活環境影響調査等を完了しました。また、総合評価一般競争入札方式に基づき事業者を決定し、事業契約を締結しました。

② 産業廃棄物対策

- ✓ 定期的に排出事業者や処理業者に立入検査を行い、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止について指導するとともに、保管基準や処理施設の維持管理基準などの遵守について監視・指導しました。
- ✓ 排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置や処理委託先への実地確認などについて指導することで、排出事業者責任の徹底を図りました。

③ バイオマスの活用

- ✓ 佐久間地域において、2019 年度に地元 NPO を中心に、森林組合・農業協同組合・民間企業・市を含む協議会「夢プロジェクトさくま」を設立し、地域の木質バイオマス資源を活用した地域活性化事業（いちごハウス栽培等）の検討を進めてきました。しかしながら、バイオマス機器の選定を含め事業性の見通しが立たないことから、2025 年 2 月に協議会としての活動は一旦終了しました。現在、同協議会の派生事業として、同 NPO・森林組合を中心として、地域産のスギの枝葉を原料とする精油事業の検討を継続しており、市としても支援を継続しています。
- ✓ 市内の民間事業者による生ごみを活用したバイオマス発電プロジェクトが進行中であり、バイオマス原料確保、発酵残さ（消化液等）の肥料利用について、関係機関と継続的に検討しています。

④ 海洋プラスチックごみ対策

- ✓ 環境劇「海のこえがきこえる」を上演し、2024 年度は市内 4 小学校児童 1,096 人が鑑賞しました。また、移動環境教室「海が大変だ」を 31 回開催しました。
- ✓ 2023 年度から区役所と行政センターにウォーターサーバーを 6 台設置、市役所本庁舎と合わせて 13 台を運用し、自動販売機でペットボトルの取扱いを削減しました。
- ✓ 市民団体・事業者等と連携し、海岸等清掃（ウェルカメクリーン作戦、浜名湖クリーン作戦）を実施しました。
- ✓ ボランティアによる海岸等清掃活動の支援として、63 件の申請に対し、ごみ袋 1,081 枚、軍手 852 双を提供しました。
- ✓ 事業者と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結しました。

（3）これまでの評価

- ✓ 計画期間内を通して、ごみ減量や資源化に関する各種事業を行ってきました。2020 年度以降は、一般廃棄物の排出量が減少しましたが、要因の一つには新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済活動が停滞し、市民の消費行動や生活様式に大きな変化が生じたことが挙げられます。また、2022 年度には、家庭ごみ有料化制度の検討に合わせた市民説明会等を行ったことでごみ減量への関心が高まり、市民の意識が向上したことも要因の一つだと考えられます。その他、物価高騰等に伴う消費行動の停滞もあり、指標については 2024 年度目標値を達成しました。しかしながら、今後の社会経済情勢の推移によっては一般廃棄物排出量が増加に転じる可能性もあるため、引き続きごみ減量・資源化の取組を進める必要があります。
- ✓ 産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理計画の策定とその推進について指導し、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進しました。また、産業廃棄物の適正処理に係る啓発活動を行い、不法投棄の未然防止に努めました。

- ✓ 民間の福祉施設や工場、公共施設において木質バイオマス熱利用が行われています。2020 年には市内で初めて、民間事業者による家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電が導入されました。また、市内の民間事業者が、生ごみを活用したバイオマス発電プロジェクトを進めました。
- ✓ ペットボトルごみ削減のため、市役所本庁舎、各区役所、各行政センターにウォーターサーバーを設置し、マイボトルの普及啓発を行いました。その他、プラスチックごみによる海洋汚染問題を知り、問題解決のための行動に結びつけてもらうため、海洋プラスチックごみをテーマとした演劇を市内の小学校において上演しました。

（4）課題

- ✓ 2023 年度に行った家庭ごみ有料化に関連した条例改正では、有料化の実施時期を定めていないため、今後、ごみ減量目標の達成状況や社会経済情勢を総合的に判断し、実施時期を検討します。引き続き、市民や事業者のごみ減量・資源化に関する意識の向上や行動変容を促進するための各種施策に取り組む必要があります。
- ✓ 廃棄物の不法投棄については、生活環境に支障が出るような大規模な事案は発生していないものの、撲滅には至っていません。
- ✓ バイオマスの利活用には、近年の物価高騰などによる設備費及び工事費の上昇やバイオマス資源の安定調達など、様々な課題があることから、関係機関、団体、企業などと調整を図りつつ、検討を継続する必要があります。
- ✓ プラスチックごみによる海洋汚染問題については、引き続き啓発に努めるとともに、市民や事業者の自主的な海岸清掃活動を促すための環境整備に取り組んでいく必要があります。

（5）環境指標

指標項目	基準値 （2013 年度）	目標値 （2024 年度）	実績値 （2024 年度）	評価
1 人 1 日当たりの 一般廃棄物排出量*	897.7g	850.5g （47.2g 削減）	751.8g （145.9g 削減）	達成

※　一般廃棄物排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、集団回収等の総量を指す。

■基本方針３　気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市

（１）主な施策

再生可能エネルギーなどの導入｜地球温暖化対策の計画的な推進｜
CO_2吸収源の確保｜気候変動に対する適応　など

（２）2024 年度に実施した主な取組

① 再生可能エネルギーなどの導入

- ✓ 民間事業者による太陽光発電所の建設について、「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」及び「浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン」に基づき、適正な導入を推進しました。
- ✓ 10kW 以上の導入件数と全出力の設備導入量で日本一を継続（2024 年 12 月末時点）しており、10kW 以上の導入件数は 10,136 件、全ての出力の導入容量は 633,843kW となりました。

② 地球温暖化対策の計画的な推進

- ✓ 市、経済団体、産業支援機関、金融機関、地域新電力の 7 団体で構成される「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」により、脱炭素経営の 3 ステップである「知る」「測る」「減らす」の各段階に応じ、一貫した支援を実施しました。具体的には、出張相談会、定例相談会、専門家派遣などを実施しました。
- ✓ 国の交付金を活用し、計画的に脱炭素経営を進める地域企業の再エネ・省エネ設備の導入を支援しました。具体的には、太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調、高効率照明に対して補助金を交付しました。
- ✓ 浜松市スマートハウス補助金や次世代自動車導入推進事業補助金により、戸建住宅の再エネ・省エネ設備導入や、ZEH の建築、電気自動車の導入に対して支援を行いました。
- ✓ うちエコ診断啓発事業や各種イベントにおけるデコ活ブース出展などを通して、市民に対し脱炭素型ライフスタイルの普及啓発を行いました。

③ CO_2吸収源の確保

- ✓ FSC®森林認証面積の更新・拡大を通じて持続可能な森林管理を推進するとともに、天竜材（FSC 認証材）の環境面での付加価値創出により森林整備を促進しました。

④ 気候変動に対する適応

- ✓ 「熱中症対策行動指針」を改定し、気候変動適応法及び国の熱中症対策実行計画に合わせ、関係各課における熱中症対策の取組や、熱中症特別警戒情報発表時の取組などを新たに盛り込みました。また、指定暑熱避難施設として 2025 年 3 月時点で公共施設民間施設合わせて 129 施設を指定しました。

（3）これまでの評価

- ✓「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進などに取り組んだ結果、2022 年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、基準年度（2013 年度）比で 22.9%減少しました。
- ✓ 国内有数の日照時間に恵まれた地域特性を生かし、太陽光発電の導入を積極的に推進した結果、「再エネ特措法」による太陽光発電の導入量は 633,843kW と、継続して全国市区町村の中でトップを維持しています（経済産業省ウェブサイトから集計 ・2024 年 12 月末時点）
- ✓ 2023 年度の市内の総電力使用量に占める再生可能エネルギーによる発電量の割合（大・中規模水力発電を除く）は 18.5%となりました。
- ✓ 引き続き、経済成長と温室効果ガス削減の両立を目指し、市民・事業者・市が一体となって、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入などの施策を効果的に行っていくことが求められます。

（4）課題

- ✓ 現状では、市内でカーボンニュートラルに取り組む中小企業がまだ少ないため、脱炭素化をバックアップする施策を推進する必要があります。具体的には、中小企業向けの補助金制度の拡充、技術支援、情報提供などを通じて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、脱炭素経営への移行を後押しすることが求められます。
- ✓ また、更なる温室効果ガス削減には、市民への継続的な啓発活動が重要です。広報活動やワークショップなどを通じて市民の理解を深め、エネルギー効率の高い家電製品の使用、公共交通機関の利用促進、食品ロスの削減など、日常生活のあらゆる面で脱炭素を意識したライフスタイルへの転換を進める必要があります。

（5）環境指標

<table>
<tr><th>指標項目</th><th>基準値
（2013 年度）</th><th>目標値※1
（2024 年度）</th><th>実績値※2
（2022 年度）</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市域の温室効果ガス
排出量の削減目標</td><td rowspan="2">5,743.6 千 t-CO_2</td><td>2013 年度比
19%削減</td><td rowspan="2">4,426.4 千 t-CO_2
（22.9%削減）</td><td>達成</td></tr>
<tr><td>2013 年度比
35.9%削減</td><td>未達</td></tr>
</table>

※1　上段：当初目標値（2020 年度）／下段：新目標値（2024 年度～）
浜松市地球温暖化対策実行計画の改定により、計画期間中に目標値を上方修正

※2　直近の統計資料（暫定値）による速報値

■基本方針４　多様な環境と人々のくらしが共存する都市

（１）主な施策

生物多様性の保全｜森林・農地・緑地の保全｜
地域資源の持続可能な活用による産業の振興　など

（２）2024 年度に実施した主な取組

① 生物多様性の保全

- ✓ 地域の代表的な生態系や自然環境、主な環境特性を指標する種を「指標種」として、ヤリタナゴ、マツカサガイ、ムラサキミミカキグサ、キキョウ、カワラハンミョウ、ギフチョウのモニタリングを実施しました。
- ✓ 特定外来法に基づく防除実施計画を策定し、防除を行いました。アライグマ捕獲数は 14 頭、ヌートリア捕獲数は 239 頭でした。
- ✓ 本庁舎で生物多様性に関するパネル展示、イベントで市民参加型調査を行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上を図りました。

② 森林・農地・緑地の保全

- ✓ FSC 森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林経営を実施しました。2024 年度末時点の FSC 森林認証面積は 49,859ha となっています。
- ✓ 森林ボランティアの活動推進のため、希望団体へ市有林の貸出を継続しました。（森林整備活動に関する協定書）。
- ✓ 自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行いました。

③ 地域資源の持続可能な活用による産業の振興

- ✓ FSC 森林認証の認知度向上や天竜材（FSC 認証材）の魅力発信を目的とし、首都圏での展示会参加（JHS）や大手企業とのセールスミーティング等を実施しました。

（３）これまでの評価

- ✓ 市民活動団体、事業者、市の 3 者により、環境保全活動に取り組む制度「浜松市生きものパートナーシップ協定」を締結するなど、協働による生物多様性保全に取り組みました。また、外来生物対策では、市民と協働してクリハラリスの防除に取り組んだ結果、生息数の削減と、分布拡大の防止をすることができました。
- ✓ 天竜材（FSC 認証材）のブランド化においては、首都圏等でのイベントに参加することで認知度向上を図るとともに、普及啓発と価値向上に取り組みました。
- ✓ 緑地保全面積については、面積を増加するための地域制緑地の指定には私権を制限する制度も含まれることや、指定にあたって土地所有者を始めとした地域住民等の理解を得る必要があること、緑地所有者の高齢化や相続により指定の維持が困難になったことも要因となり、2024 年度目標値を達成していません。

（4）課題

- ✓ 市内には絶滅が危惧されている生物が多数確認されており、その生息・生育場所の保全が必要です。また、ヌートリアなどの生態系に悪影響を及ぼす恐れのある特定外来生物が生息域を拡大させているため、更なる対策が必要です。
- ✓ 市内で環境保全活動を行っている市民活動団体の中には、メンバーの高齢化、人手・資金不足などの課題を抱え、活動が思うように行えていない団体があります。多様な主体による生物多様性保全を推進するため、市民活動団体に対する支援が必要です。
- ✓ 天竜材（FSC 認証材）のブランド化を推進するため、イベントだけではなくメディアやデジタル情報発信ツールの活用など、より多くの方にリーチする手法の検討が必要です。
- ✓ 地域制緑地の指定に向け、候補地の現況や土地の条件等を把握し、地域の特性に合った保全の方法を検討するとともに、指定候補地の地域住民とともに保全活動等を行うことで、市民の緑地保全意識の醸成を推進する必要があります。

（5）環境指標

指標項目	基準値 （2013 年度）	目標値※2	実績値 （2024 年度）	評価※3
緑地保全面積※	1,373.62 ha	（2029 年度） 3,931 ha	1,372.76 ha	未達
		（2030 年度） 1,977.66 ha		未達

※1　主として緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地（特別緑地保全地区・風致地区・生産緑地地区・市民の森・保存樹林）の面積

※2　上段：当初目標値（2020 年度）／下段：新目標値（2021 年度～）
浜松市緑の基本計画（2021～2030 年度）の策定に伴い修正

※3　便宜上、2030 年度目標値に対する 2024 年度実績値の達成状況を記載

■基本方針５　環境活動を実践する人が育つ都市

（１）主な施策

学校・地域・社会など幅広い場における環境教育｜環境情報の積極的な発信　など

（２）2024 年度に実施した主な取組

① 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

- ✓ 市内小中学校 39 校、幼稚園・保育所 85 園において環境学習プログラムを実施しました。
- ✓ 環境学習指導者養成講座を開催し、指導者 14 人（累計 116 人）を養成しました。また、指導者のフォローアップ講座として天竜清掃工場の見学、移動環境教室フィールド活動フォローアップを開催しました。
- ✓ 事業者の技術･専門性を取り入れたプログラムを実施し､366 人の参加がありました。

② 環境情報の積極的な発信

- ✓ 環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやメールを活用して迅速に発信しました。
- ✓ 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつＥスイッチ）を核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有しました。（はままつＥスイッチ会員数 198 人・46 団体）

（３）これまでの評価

- ✓ 環境教育の担い手である環境学習指導者を養成し、幼保・小中学校など市内で開催される移動環境教室に派遣しました｡浜松市の地域特性を取り入れた浜松版環境学習プログラム「E スイッチプログラム」を作成し、移動環境教室に活用しました。また、環境学習イベント等の開催による啓発を実施しました。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により､計画期間の前半に移動環境教室の受講者数が伸び悩みました。
- ✓ 指標とした環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合は、2024 年度目標値を達成できませんでした。
- ✓ 市民アンケートの結果については､環境に配慮した行動をしていない市民だけでなく､環境に配慮した行動が定着しており､自らの行動が環境に配慮していると気づいていない市民もいると想定されます。

（４）課題

- ✓ 環境に配慮した行動や活動を実践する市民の割合を増やすため､引き続き環境学習会､各種イベントを通じて環境負荷の低減や環境保全の意識を育む必要があります。
- ✓ そのためには、新たな人材を発掘・育成し環境教育への参加者を増やすとともに、環境学習指導者の活動場所の提供や指導者同士の連携を促し､市内における環境教育を活性化させる必要があります。

（5）環境指標

指標項目	基準値 （2014 年度）	目標値 （2024 年度）	実績値 （2024 年度）	評価
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合※	55%	67%	46%	未達

※　市民アンケートによる、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合

3　【参考】第 3 次浜松市環境基本計画について

第 2 次浜松市環境基本計画（2015～2024 年度）が 2024 年度をもって計画期間の満了を迎えることから、次期計画である第 3 次浜松市環境基本計画（2025-2034 年度）を策定し、本年度からスタートしています。

第 3 次浜松市環境基本計画では、近年の社会情勢の変化等に考慮するとともに、第 2 次浜松市環境基本計画における評価や課題を踏まえ、2045 年にありたい理想の姿＝環境の将来像を刷新し、「脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち」としました。また、理想の姿の実現に向けて、10 年後の目標とともに 4 つの基本政策と横断的政策を定め、環境政策を推進していくこととしました。

《第 3 次浜松市環境基本計画（概要版）》

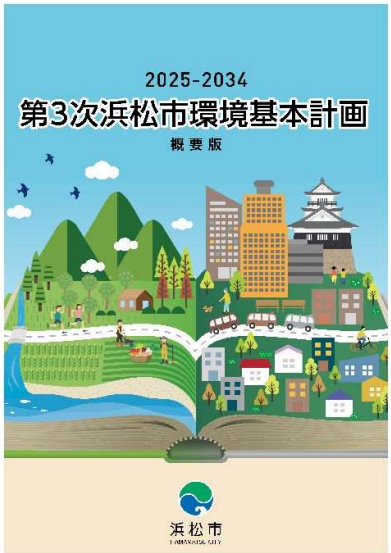

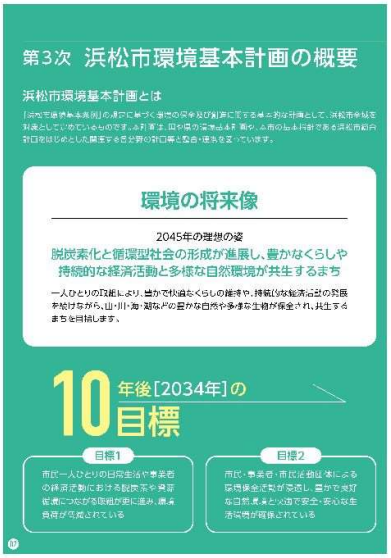

《こども版浜松市環境基本計画》

資料2-2

第2次浜松市環境基本計画（改定版）施策一覧／2024（令和6）年度実績

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
1	1 健康で安全な生活環境を保全する都市	1 大気汚染対策	1 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策	ア 大気汚染防止法に基づく規制対象事業所へ立入検査を実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行います。	大気汚染防止法に基づく規制対象事業所へ立入検査を26件実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行った。		○							○						環境保全課
2			2 自動車排出ガス対策	ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。 地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主体となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。									○						交通政策課
3				イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を継続した。									○						交通政策課
4				ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。									○						道路企画課
5				エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。									○						道路企画課
6				オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターへの支援を行った。						○									産業振興課
7				カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	・電気自動車用急速充電器の利用実績（6台合計） 令和6年度：2028回 ・FCVを用いたイベント等での普及啓発活動 令和6年度：4回					○		○			○	○				カーボンニュートラル推進課
8			3 大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供	ア 大気汚染物質や微小粒子状物質による大気汚染の実態を的確に把握するため、大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表します。	一般環境測定局9局及び自動車排出ガス測定局3局において市内の大気汚染の常時監視を実施した。 また、観測結果の速報値をホームページへ公表した。年間値については、浜松市の環境測定結果として、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。		○							○						環境保全課
9				イ 大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発表された時には、速やかに市民・事業所などに周知します。	静岡県と連携し、大気汚染物質の監視強化期間を設け、休日等の時間外でも迅速な対応の体制を整えた。 また、マニュアルを作成し、注意報等の発令に備え、HP及び防災無線、防災ホットメール等にて市民・事業者などへ周知する体制を整えた。 浜松市内では注意報等の発令はなかった。		○							○						環境保全課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業		施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
							2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
10			4 アスベストの大気環境への排出防止	ア	解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大防法に基づく適正処理を周知・指導します。	アスベスト事前調査結果の報告義務、作業基準の遵守義務等について指導するため、特定粉じん排出等作業の届出対象施設41件を含む計128件立入検査を実施した。また、アスベスト事前調査結果の報告は5,651件であった。		○							○						環境保全課
11		2 水質保全対策	1 川や湖を守る条例の運用	ア	河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	河川利用者の多い夏季に環境保全団体及び北行政センター・天竜区と連携し、環境共生区域のパトロールを実施した。 令和6年度環境共生区域内の水環境汚濁行為者3人				○								○			環境政策課
12				イ	浜名湖内湾の中で、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。	浜名湖内7箇所において水質調査を実施した。		○													環境保全課
13				ウ	湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を実施し、事業場排水について適切な指導を行います。	湖沼保全区域内の特定事業場について、10件の立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を行った。		○													環境保全課
14				エ	湖沼保全区域における肥料の使用実態の把握に努めるとともに、同区域において肥料を使用する者に対し、水環境への負荷が少ない肥料の使用方法の普及に取り組みます。	農業部局より農業生産における慣行施肥量及びみどりの食料システム法に基づく新認定制度（みどり認定）に関する最新情報を収集した。		○								○					環境保全課
15			2 生活用水の安定供給	ア	生活用水について、水源の水質悪化リスクに対応するため、浄水の高度処理方法を推進します。	引き続き、活性炭注入設備の運転及び保守点検マニュアルに基づき、設備運転及び点検を実施した。 当該マニュアルで問題なく作業できているかマニュアルを点検した。 講義及び現場にて活性炭注入設備に関する教育訓練を実施した。				○											浄水課
16			3 生活排水による水環境への負荷低減	ア	公共下水道整備予定区域については効果的な整備を進めます。	水環境改善のため、汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。 現在R6末→82.0% 目標R7末→82.3%				○											下水道工事課
17				イ	公共下水道の接続率の向上を図ります。また、公共下水道整備予定区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置費補助金制度について説明を行った。 下水道接続率：97.0%(R5年度末)→97.1%(R6年度末) 合併浄化槽基数:27,686基(R5年度末)→28,314基(R6年度末)				○											お客さまサービス課
18			4 し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立	ア	し尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のために、年次計画に基づく維持管理を行います。	民間事業者への包括委託による運転管理体制のもと、適正に維持管理された。				○					○	○		○			廃棄物処理施設課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
19				イ　し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道接続率の向上や将来の人口減少を見据え、施設の統廃合や長寿命化計画により、改修工事と予防保全を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。	新たに令和7年度より実施する第2次浜松市衛生施設長寿命化総合計画を策定した。				○					○	○		○			廃棄物処理施設課
20				ウ　予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。	災害支援協力に関する協定に基づき、情報伝達訓練を年1回実施。				○					○	○		○		○	廃棄物処理施設課
21			5　工場・事業場における排出水対策	ア　工場・事業場における排出基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、排出水対策の強化への協力を求めていきます。	工場・事業場への立入検査を28件実施し、汚濁負荷削減を指導した。		○													環境保全課
22				イ　排出基準が適用されない工場・事業場に対しては、排出水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査を10件実施し、自主的な対策について指導を行った。		○													環境保全課
23				ウ　良好な水質を守るため、地域代表、事業者、行政が協力して、芳川の着色対策を推進します。	芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会において意見交換を実施した。また、染色排水の最新の脱色技術等を調査し連絡会委員に伝達した。		○							○						環境保全課
24			6　市民や各種団体との連携による活動の推進	ア　環境活動を通じて参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動や動植物の保全活動、勉強会などを開催し、河川、湖沼などの水質改善対策事業を推進します。	市民団体・事業者等と連携し、海岸の清掃活動を実施し、市民意識の高揚と水環境の保全を図った。 ウェルカメクリーン作戦参加者数（団体数） 平成27年度：4,095人（77団体） 平成28年度：4,613人（88団体） 平成29年度：3,583人（49団体） 平成30年度：3,108人（70団体） 令和元年度：3,526人（60団体） 令和2年度：中止 令和3年度：2,413人（64団体） 令和4年度：2,622人（68団体） 令和5年度：中止 令和6年度：2,488人（58団体） 浜名湖クリーン作戦参加者数（団体数） 平成27年度：18,141人（197団体） 平成28年度：15,165人（182団体） 平成29年度：16,653人（198団体） 平成30年度：15,047人（197団体） 令和元年度：15,217人（207団体） 令和2・3年度：中止 令和4年度：14,208人（201団体） 令和5年度：12,834人（205団体） 令和6年度：13,340人（192団体）												○		○	環境政策課
25				イ　NPO・自治会・事業者などと幅広く協働し、水環境に関する意見交換会の開催などを通じて、水環境改善に向けた意識向上を図ります。	佐鳴湖地域協議会として、プラットフォーム構築に向けた中学生向けワークショップおよび市民活動団体の交流の場として、佐鳴湖交流会を開催しました。		○											○		環境保全課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ 2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	担当課
26				ウ　広報紙やインターネット等による水質調査結果の公表などを通じて、水環境改善のための施策について市民の理解と協力を得られるよう取り組みます。	水質調査結果を浜松市の環境測定結果として、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。		○													環境保全課
27				エ　市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や水質浄化活動を推進します。	佐鳴湖地域協議会のイベントとして、佐鳴湖で市民・NPO・事業者が参加するヨシ刈りイベントを開催し、水質浄化および啓発を実施しました。		○											○		環境保全課
28				エ　市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や水質浄化活動を推進します。	準用河川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。									○		○				河川課
29			7　水質汚濁状況の的確な監視	ア　河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、常時監視を実施し、監視結果を公表します。	水質測定計画の見直しを行い、適正な常時監視を実施するとともに、監視結果を浜松市の環境測定結果として、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。		○											○		環境保全課
30		3　音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	1　感覚公害に対する指導、啓発活動	ア　静岡県生活環境の保全等に関する条例、音・かおり・光条例に基づき、生活騒音対策に関する指導、啓発活動を推進します。	法令の規制対象とならない騒音に対して、市民の相談に対応した。また、椅子広告掲示により条例啓発に努めた。									○						環境保全課
31				イ　悪臭防止法や生活環境保全条例、音・かおり・光条例に基づき、悪臭対策に関する指導、啓発活動を推進します。	法令の規制対象とならない悪臭に対して、市民の相談に対応した。また、椅子広告掲示により条例啓発に努めた。		○							○						環境保全課
32				ウ　音・かおり・光条例の規定に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置における配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者に協力を求めます。	光害に関する苦情に対応し、適切な照明の配置や減灯について指導を行った。									○						環境保全課
33			2　浜松市音・かおり・光資源の保全	ア　音・かおり・光条例に基づき選定した浜松市音・かおり・光資源を、広く市民に周知します。	音・かおり・光資源対象箇所への啓発案内看板の維持管理を行った。									○						環境保全課
34		4　騒音・振動・悪臭対策	1　自動車騒音・振動対策の推進	ア　市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。 地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主体となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。									○						交通政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
35				イ　公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を継続した。									○						交通政策課
36				ウ　歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。									○						道路企画課
37				エ　渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。									○						道路企画課
38				オ　良好な住環境を保全するため、高機能舗装の整備や街路樹の配置により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。	舗装維持管理や街路樹再整備方針に基づき、適切な維持管理を実施した。							○		○						道路保全課
39			2　工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進	ア　工場・事業場及び特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、騒音規制法、振動規制法や生活環境保全条例に基づく規制・指導を行います。	騒音・振動苦情の発生件数が多い市街化調整区域において、苦情発生を未然に防ぐため、開発前事業者に対する公害未然防止調査を20件実施した。また、市民からの相談を受付け、騒音・振動の抑制を指導した。									○						環境保全課
40				イ　低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導します。	特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型設備や防音対策の手法を指導した。									○						環境保全課
41			3　航空機騒音対策の推進	ア　浜松飛行場周辺の飛行機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めます。	県基地関係連絡協議会を通じて、浜松市を管轄している南関東防衛局長に、航空機の騒音対策等の要望書を直接渡すなどの要望活動を実施した。									○						市民生活課
42			4　悪臭対策の推進	ア　地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や生活環境保全条例に基づく指導を行います。	悪臭の特定事業所へ調査を実施し、悪臭の低減を指導した。		○							○						環境保全課
43				イ　悪臭防止に向けた指導啓発に努めます。	市民・農業従事者・事業者などに対し、広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで悪臭の発生抑制を周知し、悪臭防止を啓発した。		○							○						環境保全課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
44				ウ　畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。	定期牛検査（牛ヨーネ病検査） 1戸364頭検査（全頭陰性、現場確認、改善指導なし） ・肉牛飼養衛生管理巡回 11戸巡回（現場確認、改善指導なし） ・鳥インフルエンザ検査及びニューカッスル病等検査 9戸299羽検査 （全羽陰性及び健康、現場確認、改善指導なし） ・蜜蜂腐蛆病検査 1307群検査 （3群陽性（防疫措置済）、現場確認） 【検証・評価】 畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	○			○											農業振興課
45				エ　畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。	悪臭防止対策事業に対する補助金の交付 （家畜排せつ物処理施設、機械整備等） 2件 1,433千円 【検証・評価】 畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	○			○											農業振興課
46			5　騒音・振動の的確な監視	ア　自動車騒音、環境騒音（一般地域）、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を実施し、測定結果を浜松市の環境測定結果として、ホームページ、報道発表などにより公表し、市民への周知を図った。									○						環境保全課
47		5　土壌、地下水汚染の防止	1　工場・事業場などの敷地土壌の汚染防止	ア　有害物質を取り扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。	有害物質を取り扱う工場・事業場15件に立入検査を実施し、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。		○		○											環境保全課
48				イ　有害物質を取り扱う工場・事業場などの廃止や形質変更に際しては、土壌汚染対策法に基づく土壌調査及び地下水調査を実施するよう事業者に指導します。	有害物質を取り扱う工場・事業場などの廃止や形質変更に際しては、土壌汚染対策法に基づく土壌調査及び地下水調査を実施するよう事業者に指導した。		○		○											環境保全課
49				ウ　土壌・地下水の汚染が判明した場合には、適切な汚染の除去等の措置を図るよう事業者に指示します。	土壌・地下水汚染が判明した際には、土壌汚染対策法等に基づく適切な措置の実施を指示する。令和6年度は新たに土壌・地下水汚染が判明した事例はなかった。		○		○											環境保全課
50			2　環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理	ア　堆肥などの土づくりや減化学肥料・減農薬など環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を推進します。	事業完了															農業振興課
51				イ　海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。	農業用水の確保や維持管理を図るべく、県や市が事業主体となって、土地改良事業の実施や事業計画を樹立した。							○								農地整備課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
52			3　地下水の水質調査と浄化対策の徹底	ア　地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を定期的に実施します。	市内12箇所の井戸の水質調査を実施し、地下水質の概況調査を実施した。		○		○											環境保全課
53				イ　汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。	汚染井戸が発見された際には、汚染範囲、程度、汚染原因などを調査し、原因者に対し浄化対策の実施を指示する。令和6年度は1箇所で基準値超過を確認した。周辺地下水調査を実施し、基準値超過原因は肥料由来と推定されたが、汚染源は不明であった。		○		○											環境保全課
54				ウ　汚染地域について、継続的に監視を行うために、定点モニタリング調査を実施し、浄化対策による改善効果や汚染の推移を確認します。	市内8箇所の汚染地域において地下水の監視を継続し、浄化対策の進捗を確認した。		○		○											環境保全課
55			4　地下水のかん養	ア　静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。	条例に基づく届出や、事業所からの採取量報告により揚水状況を把握して、地下水位低下や地下水塩水化等の地下水障害の防止に努めた。		○		○											環境保全課
56				イ　地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。	市内13箇所16井の観測井戸において地下水位の調査を、また、市内54箇所の観測井戸で塩水化調査を継続して実施し、地下水の監視に努めた。		○		○											環境保全課
57				ウ　地下水を利用している各事業者の自主的な取り組みについて、継続して協力を求めていきます。	西遠地域地下水利用対策協議会の事務局として運営に関わり、事業者による自主規制の取り組みを支援した。		○		○											環境保全課
58				エ　健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取組みを進めます。	市内28箇所の湧水地点現況調査を実施し情報収集した。		○		○											環境保全課
59			5　工場・事業場に対する指導	ア　有害物質を取り扱う工場・事業場などに対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。	有害物質を取り扱う工場・事業場15件に立入検査を実施し、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。		○		○											環境保全課
60				イ　地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく調査を命令します。	地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく調査命令を発する。令和6年度は計7件の調査命令を発した。		○		○											環境保全課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業		施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
							2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
61		6 有害化学物質などの対策の推進	1 工場・事業場の監視と指導	ア	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。	各法律に基づき、許可及び立入の際、排出基準に沿うよう指導を行った。		○							○						環境保全課
62			2 PCB、アスベスト廃棄物の適正処理	ア	PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。	PCB、アスベスト廃棄物について、関連法令に基づき監視・指導を行いました。									○						産業廃棄物対策課
63			3 農薬類の適正な使用	ア	農地などでの農薬類の適正使用の指導による使用量の低減や耕作土の流出を抑制するため流出防止対策を促します。	農業部局より農業生産における慣行施肥量及びみどりの食料システム法に基づく新認定制度（みどり認定）に関する最新情報を収集した。		○													環境保全課
64			4 野焼きの防止	ア	違法な野焼きを防止するための監視・指導を行います。	市民・農業従事者・事業者に対しホームページ、パンフレット、農業従事者向け冊子などで野焼き原則禁止を周知した。また、年間143件の実施現場を確認し、指導した。		○							○						環境保全課
65			5 ダイオキシン類に関する監視	ア	河川水、河川の底質、土壌、大気などを対象としたダイオキシン類の測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	公共用水域(水質及び底質)6箇所、地下水2箇所、土壌3箇所、大気3箇所のダイオキシン類の測定を実施した。その結果を浜松市の環境測定結果として、ホームページ、報道発表などにより公表し、市民への周知を図った。		○		○											環境保全課
66			6 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善	ア	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告の徹底を指導します。	年間282事業所の届出を受付け、未報告の対象事業者に対し、報告の徹底を指導した。また、土地利用事業や浜松市公害未然防止指導要領に基づく指導において、法律の周知を行い、報告の徹底を図った。		○													環境保全課
67				イ	地域別、事業者別などにおける科学物質の種類や排出量、移動量などの情報を市民に提供し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。	ホームページにより、特定化学物質などの排出量、移動量などを市民、事業者などへ公表した。		○							○						環境保全課
68			7 有害大気汚染物質の監視	ア	大気中のベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定・監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。	有害大気汚染物質の測定・監視を2箇所で実施し、15項目全てで、環境基準値または指針値を下回っていることを確認した。		○							○						環境保全課
69			8 市民マナー条例の運用	ア	歩きたばこやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」に関する啓発活動を推進し、快適で良好な生活環境の実現に向けて、市民や事業者の意識向上を図ります。	利用者の多い鉄道駅へのポスター掲出や路面告知シート、啓発品の配布などによる啓発活動を実施し、市民や事業者のマナー意識向上を図った。 参考：歩行喫煙率※令和6年度は費調査対象年度（R5：0.100%、R2：0.061%、H29：0.075%）									○						環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
70	2 資源を有効に活用する循環型都市	1 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	1 ごみの減量と資源化の推進	ア 生ごみの水切りに関する情報発信を行います。	【事業内容】 生ごみの水切りを推進するため水切りプレスを作成し、区役所等の窓口やイベントで配布。 【検証・評価】 H27年度から水切りプレスを193,107個配布し、生ごみの水切りひとしぼりの啓発を実施した。令和6年度は325個配布した。										○					一般廃棄物対策課
71				イ 堆肥化容器の配布や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量を推進します。	【事業内容】 家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみ堆肥化容器の無料配付及び生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付。 【検証・評価】 (生ごみ堆肥化容器)　1,206世帯と前年と同数程度の配付。ただし令和6年度は例年1回の募集のところ、コンポスト容器については2回の募集を行った。 (生ごみ処理機)276世帯に補助金を交付し、前年度の269世帯から微増。										○					一般廃棄物対策課
72				ウ 雑がみ回収促進のための資源物回収保管庫貸与事業を実施します。	【事業内容】 保管庫の譲渡申請が行われず返還となった保管庫の回収・移設を完了し、事業終了。 【検証・評価】 144自治会に計172台の保管庫を設置した。										○					一般廃棄物対策課
73				エ 資源物の回収拠点のあり方について、総合的な検討を行い、再構築を図ります。	【事業内容】 区役所等の施設にて雑がみなどの資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行った。 【検証・評価】 市施設の回収拠点は81か所、民間の回収拠点は約214か所。新たな回収拠点の選択肢を増加した。										○					一般廃棄物対策課
74				オ 使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充します。	【事業内容】 市の施設にて家庭から出た使用済小型電子機器類の回収を行った。 【検証・評価】 令和6年度の回収実績は86.5トン。										○					一般廃棄物対策課
75				カ もえるごみなどの有料化の導入の可能性について調査・研究し、その結果を基に検討委員会などを設置し、協議します。	【事業内容】 家庭系ごみの排出量目標達成・定着状況や社会経済情勢等を踏まえ、家庭ごみ有料化の実施時期について検討を行った。 【検証・評価】 令和6年1月~12月までの家庭系ごみ排出量は目標値を達成した。また社会経済情勢等も鑑み、令和6年度は直ちに家庭ごみ有料化を実施する局面にはないと判断した。										○					一般廃棄物対策課
76				キ 大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例に基づいて指導を行います。	全ての大規模建築物所有事業者から減量等計画書の提出を受けた（提出件数：397件）。 提出のあった減量等計画書に基づき、60件の立入検査を実施した。										○					一般廃棄物対策課
77				ク 清掃工場における資源物や産廃・搬入不適物の混入防止のために監視・指導を行います。 監視：廃棄物処理施設課 指導：一般廃棄物対策課	令和6年度中に西部清掃工場で合計6回（5月、6月、7月、8月、9月、1月）の展開検査を実施し、不適当な搬入が確認された場合には行政指導を実施した。 一般廃棄物収集運搬業者を対象に一般廃棄物処理業許可に関する説明会を開催し、一般廃棄物の分別の徹底や再生可能な古紙の搬入規制について周知した。（R6.11.14開催）										○					一般廃棄物対策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
78				ク　清掃工場における資源物や産廃・搬入不適物の混入防止のために監視・指導を行います。 監視：廃棄物処理施設課 指導：一般廃棄物対策課	監視：毎月2回、職員による搬入物調査を実施している。				○											廃棄物処理施設課
79			2　意識啓発と環境教育の推進	ア　ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。	【事業内容】 拠点回収の運用方法を適宜検証し、必要に応じて見直した。 【検証・評価】 現在の拠点は大きなトラブルなく運用できた。Googleマイマップでの回収拠点情報の提供を開始し、周知啓発手法を追加した。										○					一般廃棄物対策課
80				ア　ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。	一部商品の分別区分の見直しについて、関係課と随時調整を行った。										○					一般廃棄物対策課
81				イ　3Rなどに関する出前講座や説明会を実施します。	【事業内容】 浜松市のごみ処理の現状、ごみ減量の目標値、ごみの減らし方を説明し、ごみ減量の意識を高めた。 【検証・評価】 令和6年度は出前講座・Eスイッチプログラムを26回開催し、958名が参加した。			○							○					一般廃棄物対策課
82				ウ　小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」などを配布し、子供を対象とした環境教育を促進します。	【事業内容】 社会科副読本を小学4年生向けに作成した。食事の食べきり、雑がみ集め等に取り組む「こどもモッタイナイ大作戦」を実施した。希望する園・校へコンポストを配布し、循環型社会を体験した。 【検証・評価】 副読本は社会科授業内での環境教育に活用された。「こどもモッタイナイ大作戦」は15,291人が参加。コンポストは給食の生ごみ等から堆肥を作り花壇等で使用された。			○							○					一般廃棄物対策課
83				エ　ごみ減量を行動にうつすための動機付けになる情報の発信を推進します。	【事業内容】 市の各種広報媒体等を通じて情報を発信した。 【検証・評価】 ごみ減量の目標値共有とごみ減量の取組促進のため掲げるスローガン「Go！みんなで404チャレンジ」について、広報はままつで特集を組むほか、庁内モニターやバス電光掲示板等で周知した。また、浜松市環境部インスタグラム公式アカウントでは、年間を通して各事業の紹介を行った。										○					一般廃棄物対策課
84				オ　資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づき罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化します。	告発実績2件 平成27年7月2日10万円の罰金 平成30年6月12日不起訴										○					一般廃棄物対策課
85			3　安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備	ア　新清掃工場及び新破砕処理センターを建設します。	令和6年（2024年）4月から天竜清掃工場が稼働したことに伴い終了する。				○	○				○						廃棄物処理施設課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
86				イ　西部清掃工場の現在の契約終了後の更新手法などについて検討します。	5年間延長する契約を締結したことに伴い終了する。					○					○					廃棄物処理施設課
87				ウ　旧ごみ施設を計画的に解体します。	北部清掃工場、旧龍山町生ごみ焼却場、三ヶ日ごみ処理センター、舞阪クリーンセンター、はるのやまびこドーム、天竜清掃センター、佐久間ゴミ収集センターの解体を実施した。									○						廃棄物処理施設課
88				エ　新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討します。	令和5年度末で、新清掃工場稼働に伴う家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託契約の課題を解決し、終了した。										○					一般廃棄物対策課
89				オ　個別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。	地区社協を所管する健康福祉部福祉総務課と連携し、地域による活動を支援した。									○						一般廃棄物対策課
90				カ　西部清掃工場を更新します。	西部清掃工場の更新基本計画の策定及び生活環境影響調査等を完了した。また、総合評価一般競争入札方式に基づき事業者を決定し、事業契約を締結した。				○	○				○	○					廃棄物処理施設課
91			4　市の率先行動	ア　環境やリサイクルに配慮した商品、再生品など、環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入を推進するとともに、文具の使用量削減を実施します。	毎年度グリーン購入調達実績調査を集計し、その実績値を基に翌年度の浜松市グリーン調達方針を策定している。							○		○	○					環境政策課
92				イ　コピー用紙などの使用量削減、封筒の再使用、不要紙のリサイクルの推進を実施します。	【事業内容】 雑がみ分別の推進のため、雑がみ分別袋を配布した。 【検証・評価】 家庭ごみの減量目標値を掲載した雑がみ分別袋を、市施設の窓口やスーパー等の店舗にて配布した。加えて、希望する学校や園にも配布し、雑がみ分別の啓発に努めた。										○					一般廃棄物対策課
93		2　産業廃棄物対策の推進	1　産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	ア　多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化を指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進します。	多量排出事業者に対し、産業廃棄物処理計画の策定を指導しました。										○					産業廃棄物対策課
94			2　産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進	ア　排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。	定期的に排出事業者や処理業者に立入検査を行い、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止について指導しました。									○						産業廃棄物対策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
95				イ　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。	No.96との事業統合によりR5末をもって廃止しました。									○						産業廃棄物対策課
96				ウ　排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。	定期的に排出事業者や処理業者に立入検査を行い、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などの遵守について監視・指導しました。									○						産業廃棄物対策課
97				エ　不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視・指導を行うなど監視活動の強化を行います。	重点監視区域を定めた職員によるパトロールや、監視カメラの設置などによる監視活動を実施しました。									○						産業廃棄物対策課
98			3　排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化	ア　市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。	県下一斉不法投棄防止パトロールや市内大型ビジョンでの不法投棄防止啓発動画の放映、浜松市公式X「てんこちょ浜松」での啓発メッセージ配信などを行いました。														○	産業廃棄物対策課
99				イ　産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。	産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会を実施しました。														○	産業廃棄物対策課
100				ウ　都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。	都道府県や政令指定都市で構成される会議に出席し、産業廃棄物の再生利用などについて意見交換を行いました。														○	産業廃棄物対策課
101			4　排出事業者における処理責任の徹底	ア　浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年浜松市条例第44号）に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。	排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置や処理委託先への実地確認などについて指導することで、排出事業者責任の徹底を図りました。									○						産業廃棄物対策課
102			5　産業廃棄物処理施設の設置	ア　産業廃棄物の処理施設は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成17年浜松市条例第29号）を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。	産業廃棄物の処理施設に対して、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、生活環境への配慮を指導しました。									○						産業廃棄物対策課
103		3　バイオマスの活用	1　バイオマスの確保	ア　未利用間伐材の搬出に係る労力・コストを軽減するための支援を検討します。	森林組合等が行う森林整備を支援した。 年間間伐実施面積（ha）／2,092ha（R5） ※R6年度実績はR8.2月末集計予定			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
104				イ　剪定枝、廃食用油、古紙の回収拠点を増設し、市民が持ち寄りやすい環境づくりを進めます。	【事業内容】 区役所等の施設にて資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行った。 【検証・評価】 市民に資源物の分別を呼びかけるとともに、行政施設にて回収を行うことで、市民が資源物等を排出しやすい環境づくりができた。Googleマイマップでの回収拠点情報の提供を開始し、周知啓発も実施した。									○	○					一般廃棄物対策課
105				ウ　もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。	【事業内容】 事業系バイオマス事業の進捗状況について確認を行った。 【検証・評価】 事業系バイオマス事業について、民間事業者が進める準備について状況確認を行った。										○					一般廃棄物対策課
106				ウ　もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。	他都市の先進事例や民間事業者の事業計画等も参考としたうえで、特に「生ごみ」の分別や処理について調査・研究を関係課と連携して行った。 （民間事業者によるバイオマス事業計画の進捗把握）									○						一般廃棄物対策課
107			2　バイオマスのマテリアル利用	ア　市民及び事業者に対し、バイオマス利用手法・回収事業などを周知し、バイオマス回収率の向上を図ります。	旧西区のバイオマス事業者は、2023（令和5）年度から状況に変化はない。					○	○	○			○	○				一般廃棄物対策課
108				イ　家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。	「令和元年度版はままつ畜産堆肥マップ」を作成し関係者団体に配布 【検証・評価】 堆肥の利用の促進および耕畜連携することで市内の循環型農業の促進につながる。	○														農業振興課
109			3　バイオマスのエネルギー利用	ア　木質バイオマスを燃料とした発電事業や熱電併給事業を推進します。	・佐久間地域において、2019年度に地元NPOを中心に、森林組合・農業協同組合・民間企業・市を含む協議会「夢プロジェクトさくま」を設立し、地域の木質バイオマス資源を活用した地域活性化事業（いちごハウス栽培等）の検討を進めてきた。しかしながら、バイオマス機器の選定を含め事業性の見通しが立たないことから、2025年2月に協議会としての活動は一旦終了。 ・現在、同協議会の派生事業として、同NPO・森林組合を中心として、地域産のスギの枝葉を原料とする精油事業の検討を継続しており、市としても支援を継続している。					○						○				カーボンニュートラル推進課
110				イ　事業系生ごみを燃料とした、民間事業者によるバイオマス発電を推進します。	・市内の民間事業者による生ごみを活用したバイオマス発電プロジェクトが進行中。 ・バイオマス原料確保、発酵残さ（消化液等）の肥料利用について、関係機関と継続的に検討している。					○						○				カーボンニュートラル推進課
111				ウ　下水汚泥は大きなエネルギーとして利用価値を有していることから、新技術や社会動向を踏まえ、利用方法を調査・研究します。	・西遠浄化センターにおいては、エネルギー効率に優れた汚泥焼却炉へ更新（2025年度～2027年度工事）することで省エネ化を進めるとともに、廃熱を利用した発電（発電見込量：1,881MWh/年）及び廃熱を利用したウナギの養殖パイロット事業を実施予定。					○						○				カーボンニュートラル推進課

第2次浜松市環境基本計画（改定版）施策一覧／2024（令和6）年度実績

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
112		4　本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進		ア　木質バイオマスや生ごみなどによるバイオマス発電など、バイオマスエネルギーの利活用を推進します。	・木質、生ごみ等によるバイオマス発電についても導入に向けた支援を継続的に行っている。 ・令和6年度において、地域企業からの産学連携による「木質バイオマス資源を利用した高効率水素生成」に関する技術開発に対して補助金を交付した。					○						○				カーボンニュートラル推進課
113				イ　金・銀・白金など有用な金属の資源を有する小型家電の回収を推進します。	※記載統合につき省略										○					一般廃棄物対策課
114				ウ　基幹産業と環境・エネルギー産業の融合による、新たな事業の柱の創出や海外も見据えた販路開拓を支援します。	・「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」において、新たな脱炭素関連技術やプロジェクトの創出などに向け、ニーズ・シーズのマッチングや研究会活動、セミナー開催、展示会出展などを実施。 ・「浜松市カーボンニュートラル技術開発推進事業」において2件の技術開発に対して補助金を交付。					○						○				カーボンニュートラル推進課
115		5　海洋プラスチックごみ対策		ア　使い捨てプラスチック製品の利用抑制やプラスチックごみの適正処理、ポイ捨て防止を啓発し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みます。	環境劇（海のこえがきこえる）上演 令和2年度：市内8小学校児童1,511人が鑑賞 令和3年度：市内8小学校児童1,010人が鑑賞 令和4年度：市内8小学校児童2,086人が鑑賞 令和5年度：市内8小学校児童1,211人が鑑賞 令和6年度：市内4小学校児童1,096人が鑑賞 移動環境教室（海が大変だ）講義開催 令和3年度：13回 令和4年度：9回 令和5年度：12回 令和6年度：31回 令和4年度：本庁舎にウォーターサーバーを7台設置、自動販売機でペットボトルの取扱いを削減した。 令和5年度：区役所と行政センターにウォーターサーバーを6台設置（本庁舎と合わせて13台を運用）、自動販売機でペットボトルの取扱いを削減した。												○		○	環境政策課
116				イ　市民・市民団体・事業者等と協働して海岸等の清掃活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知・啓発に努めます。	市民団体・事業者等と連携し、海岸等清掃（ウェルカメクリーン作戦、浜名湖クリーン作戦）を実施した。 ボランティアによる海岸等清掃活動の支援として、63件の申請に対し、ごみ袋1,081枚、軍手852双を提供した。 環境劇（海のこえがきこえる）上演 令和2年度：市内8小学校児童1,511人が鑑賞 令和3年度：市内8小学校児童1,010人が鑑賞 令和4年度：市内8小学校児童2,086人が鑑賞 令和5年度：市内8小学校児童1,211人が鑑賞 令和6年度：市内4小学校児童1,096人が鑑賞 移動環境教室（海が大変だ）講義開催 令和3年度：13回 令和4年度：9回 令和5年度：12回 令和6年度：31回 事業者と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結した。												○		○	環境政策課

第2次浜松市環境基本計画（改定版）施策一覧／2024（令和6）年度実績

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
117	3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	1 再生可能エネルギーなどの導入	1 地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入	ア 全国トップクラスの日照時間を活かし、住宅、事業所、工場などへの太陽光発電の導入や大規模太陽光発電所の誘致を推進します。	・民間事業者による太陽光発電所の建設について、「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」及び「浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン」に基づき、適正な導入を推進した。 ・10kW以上の導入件数と全出力の設備導入量で日本一を継続（令和6年12月末時点） 10kW以上（事業用）導入件数：浜松市10,136件 全ての出力の導入容量：浜松市633,843kW					○						○				カーボンニュートラル推進課
118				イ 「バイオマス産業都市構想」に基づき、未利用木材や生ごみなどを活用したバイオマス発電事業を推進します。	・バイオマス産業都市構想（令和3年4月変更）に位置付けられた3つのプロジェクト（木質発電、木質熱電併給、生ごみ発電）について、それぞれ検討が進められているが、事業化には至っていない。 ・木質バイオマス熱利用については、民間施設・公共施設において導入実績あり。					○						○				カーボンニュートラル推進課
119				ウ 河川や農業用水、山間地域や遠州灘沿岸に吹く風など、豊かな自然環境を活かした小規模水力発電や風力発電などの導入を推進します。	小規模水力発電、風力発電の導入に向けた支援を行っている。風力発電については、浜松市風力発電施設に関するガイドラインを改訂した。また、風力発電の適正導入を目的とした風力発電ゾーニングモデル事業によって、建設を進めるうえでの課題を抽出、エリアの明確化を行った結果を公表している。					○						○				カーボンニュートラル推進課
120				エ ガスコージェネレーションなど、再生可能エネルギーを補完する災害に強くエネルギー効率が高い安定的な分散型電源の導入を推進します。	・ガスコージェネレーションの活用について特段の進捗はなかった。					○						○				カーボンニュートラル推進課
121				オ 地域の再生可能エネルギーを活用した新たな電力需給システムを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。	・市が出資する浜松新電力にて再生可能エネルギーの地産地消とエネルギーの地域経済循環を推進。 ・市内の小中学校、幼稚園、保育園等に浜松新電力が電力を供給。 ・令和6年度は、浜松市域における民間需要家の拡大に向けて、高圧の新料金メニューの創設や、全メニューにおける実質再生可能エネルギー100%化等に取り組んだ。					○						○				カーボンニュートラル推進課
122			2 市の率先行動	ア 太陽光発電など、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。	・天竜区役所の屋上にPPA方式第1弾による63kWの太陽光発電設備を導入。 ・小・中学校21校で、PPA方式による太陽光発電設備導入を公募。条件などが合致すれば、令和7年～8年度に設置予定。					○						○				カーボンニュートラル推進課
123				イ 災害対応照明など、再生可能エネルギーを防災機能にも活用します。	過年度に大規模災害発生時の停電を想定し、公共津波避難施設10施設の周辺に設置した「災害対応型照明」31基について、維持管理を継続して実施した。					○										危機管理課
124				ウ ごみ焼却施設の熱エネルギーを有効活用します。	焼却で発生した蒸気を利用し発電した電気を売電、自施設利用した。					○					○					廃棄物処理施設課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
125		2 地球温暖化対策の計画的な推進	1 地球温暖化対策推進のための計画の策定	ア 国・県が策定する新しい地球温暖化対策実行計画などと整合性を図りながら、本市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。	・国は、2025年2月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととした。 ・国の計画との整合を図るため、令和7年度から市実行計画（区域施策編）の改定作業を行う。					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課
126				イ 市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のため、「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。	・国は、令和7年2月に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」改定した。 ・国の計画との整合を図るため、令和7年度から市実行計画（事務事業編）の改定作業を行う。					○					○	○				カーボンニュートラル推進課
127		3 省エネルギーの推進	1 省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進	ア 拠点ネットワーク型都市構造の構築を図り、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市を推進します。	浜松都市計画マスタープランに基づき、拠点ネットワーク型都市構造の形成に向けた取組を推進している。									○						都市計画課
128				イ 住宅やビル、工場等へのエネルギーマネジメントシステムの導入や、スマートコミュニティの実証などを進め、エネルギーを最適利用する社会を実現します。	・事業者、市民への太陽光発電設備や蓄電池などの導入補助を通じて、エネルギーマネジメントシステムの普及を推進した。 ・「浜北区役所跡地等スマート化事業」、ＪＴ工場跡地の浜松版スマートタウン「一条タウン西伊場」とも順調に推移。					○						○				カーボンニュートラル推進課
129				ウ 家庭、業務、製造業などに高効率機器の導入や省エネ改修、新築建物のゼロエネルギー化を推進し、建物の省エネルギー化を推進します。	浜松市スマートハウス補助金や次世代自動車導入推進事業補助金により、戸建住宅の再エネ・省エネ設備導入や、ZEHの建築、電気自動車の導入に対して支援を行った。					○						○				カーボンニュートラル推進課
130				エ 静岡県・市地球温暖化防止活動推進センターとの連携により一般住宅を対象とした「家（うち）エコ診断」の普及を推進します。	令和6年度：イベントでのうちエコ診断（簡易版）啓発ブース出展 全10回開催　自転車発電体験1,317名、WEB診断啓発422件、対面診断実施49件					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課
131			2 交通部門における省エネルギーの推進	ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。 地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主体となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。									○						交通政策課
132				イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院等と連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を継続した。									○						交通政策課
133				ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。									○						道路企画課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
134				エ　渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。									○						道路企画課
135				オ　事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターへの支援を行った。						○									産業振興課
136				カ　市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	・電気自動車用急速充電器の利用実績（6台合計） 令和6年度：2028回 ・FCVを用いたイベント等での普及啓発活動 令和6年度：4回					○		○			○	○				カーボンニュートラル推進課
137				キ　ふんわりアクセル「eスタート」、加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブによるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。	デコ活の普及啓発時にエコドライブの取組を推奨している。					○						○				カーボンニュートラル推進課
138				ク　エコドライブ講習会の開催などにより、市民や事業者に対してエコドライブの周知・啓発を図ります。	令和6年度：実績なし					○						○				カーボンニュートラル推進課
139			3　市民・事業者への意識啓発	ア　市民・事業者に向けて省エネ製品や技術、手法の啓発活動を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を目指します。	うちエコ診断啓発事業や各種イベントにおけるデコ活ブース出展などを通して、市民に対し脱炭素型ライフスタイルの普及啓発を行った。					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課
140				イ　エネルギー使用量の低減に率先的に取り組む事業者を再エネ・省エネ認定事業者として認定することで、事業者の再エネ・省エネの取り組みを推進します。	「浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度」において、令和6年度に新たに8事業者を認定した。					○						○				カーボンニュートラル推進課
141				ウ　浜松市地球温暖化防止活動推進センターと「浜松市省エネネットワーク」を中心に、事業者・市民が持つ情報や取り組みを結びつけ、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供などの拡大を図ります。	・浜松デコ活通信（メルマガ）会員数 令和6年度：489人・事務所 ・会員への情報発信数 令和6年度：14回					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課
142				エ　浜松市地球温暖化防止活動推進員と協働して、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進を図ります。	小中学校等への出前講座やイベント出展時の補助などを通じ、地球温暖化対策の啓発を行った。 令和6年度：22回					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
143			4　市の率先行動	ア　市有施設の省エネルギー化を効率的に推進することで、消費エネルギーの継続的な低減を図ります。	LED照明の導入を継続的に実施した。					○					○	○				カーボンニュートラル推進課
144				イ　市有施設において、空調や照明などを適正に管理するエネルギー管理標準（省エネマニュアル）を作成します。	令和6年度に施設内の職員が取り組む省エネ行動の指針として「脱炭素化推進マニュアル」を策定した。					○					○	○				カーボンニュートラル推進課
145				ウ　次世代自動車を公用車へ率先して導入します。	令和5年度末現在の電気自動車使用台数は14台、燃料電池自動車の使用台数は2台 ※令和6年度末現在の実績は集計中 公用車電動化方針の策定に向け、施設ごとのEV充電器設置可否について調査を行った。					○					○	○				カーボンニュートラル推進課
146		4　環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約		ア　拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けて、公共交通機関と連携して立地適正化計画に基づき居住・都市機能誘導を推進します。	立地適正化計画に基づき、居住・都市機能誘導に向けた取組を推進している。									○						都市計画課
147				イ　拠点ネットワーク型都市構造に照らした公共・公益施設の更新や再配置について、関係機関と協調しながら検討します。	毎年、進捗報告を受け、順調に進捗し、R7年度に完了する見込み。					○				○						土地政策課
148				イ　拠点ネットワーク型都市構造に照らした公共・公益施設の更新や再配置について、関係機関と協調しながら検討します。	公共施設等総合管理計画の改定にあたり、立地適正化計画に整合する計画となるように庁内調整を行った。									○						都市計画課
149				ウ　鉄道駅周辺や公共交通機関がある基幹道路周辺などに居住・都市機能の誘導を推進します。	立地適正化計画に基づき、居住・都市機能誘導に向けた取組を推進している。									○						都市計画課
150				エ　拠点への居住誘導を推進するため、医療や福祉施設の充実、子育て支援施設の設置などの居住環境の整備を検討します。	公共施設等総合管理計画の改定にあたり、立地適正化計画に整合する計画となるように庁内調整を行った。									○						都市計画課
151		5　徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成		ア　自転車通行空間やサイクル＆バスライド駐輪場などの整備により、自転車利活用と公共交通利用への転換を図ることで、過度な自家用車への依存から脱却をします。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を継続した。									○						交通政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
152				イ　主要な駅において、駅前広場の整備など乗換利便性の向上を図り、交通結節機能強化をします。	上島駅の駅前広場、JR高塚駅及びJR天竜川駅の駅前広場、自由通路、橋上駅舎を供用開始した。									○						交通政策課
153				ウ　都心において、歩行者や自転車に優しい空間を創出します。	中心市街地の自転車の車道走行を促し、歩行者との通行区分による安全で快適な通行環境を創出した。									○						道路企画課
154				エ　子供から高齢者、障がい者が安全で自由に移動することができるように、交通基盤施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	遠州鉄道八幡駅周辺のバリアフリー化工事（エレベーター、点字ブロック等の設置）を実施した。遠州鉄道が実施する第一通り駅のバリアフリー化整備事業に必要な経費の一部を助成した。									○						交通政策課
155		6　CO2吸収源の確保	1　FSC森林認証の拡大と事業者のCSR活動	ア　地元産のFSC材に対する付加価値を創出する制度を検討します。	FSC®森林認証面積の更新・拡大を通じて持続可能な森林管理を推進するとともに、天竜材（FSC認証材）の環境面での付加価値創出により森林整備を促進した。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
156				イ　森林NPO、林業関係者等の協力のもと、企業のCSR活動としての森づくり事業の範囲拡大を推進していきます。	「天竜こころの森ネットワーク」の支援を5年間実施し、団体の自立・自走が実現したためR5年度を以て事業を終了。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
157			2　地域材を使用した木材受託の普及	ア　「天竜材の家百年住居る事業」を実施することで、地域材（FSC認証材）を使用した木造住宅の普及拡大を目指し、CO2の固定化を推進します。	天竜材を一定量以上使用して建築した住宅の建築主に対して助成した。 地域材利用建築件数（棟）／123棟（うちFSC：72棟）（R6）			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
158			3　緑地の保全	ア　市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行っている。											○				緑政課
159		7　気候変動に対する適応		ア　気候変動による環境変化に対する、適応策を検討します。	・「熱中症対策行動指針」を改定し、気候変動適応法及び国の熱中症対策実行計画に合わせ、関係各課における熱中症対策の取組や、熱中症特別警戒情報発表時の取組などを新たに盛り込んだ。 ・指定暑熱避難施設として2025年3月時点で公共施設民間施設合わせて129施設を指定した。											○				カーボンニュートラル推進課
160		8　エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化		ア　住宅や工場、事業所など、個々の建物におけるエネルギーの最適利用（スマート化）、一次エネルギー使用量ゼロ（ゼロ・エネルギー化）を推進します。	令和6年度、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の採択を受け、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の再エネ・省エネ設備の導入に対する補助（脱炭素経営設備導入支援事業）を実施した。					○						○				カーボンニュートラル推進課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
161				イ　スマート化、ゼロ・エネルギー化された個々の建物のネットワーク化によるスマートコミュニティを構築します。	特段の動きなし （「浜北区役所跡地等スマート化事業」、ＪＴ工場跡地の浜松版スマートタウン「一条タウン西伊場」とも順調に推移。）					○						○				カーボンニュートラル推進課
162		9　環境・エネルギー産業の創造		ア　環境・エネルギー産業を創造するため、浜松地域の基盤技術（輸送用機器関連、光・電子技術等）や地域の大学の技術シーズなどを活用し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めます。	・「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」において、新たな脱炭素関連技術やプロジェクトの創出などに向け、ニーズ・シーズのマッチングや研究会活動、セミナー開催、展示会出展などを実施。 ・「浜松市カーボンニュートラル技術開発推進事業」において2件の技術開発に対して補助金を交付。					○		○				○				カーボンニュートラル推進課
163				ア　環境・エネルギー産業を創造するため、浜松地域の基盤技術（輸送用機器関連、光・電子技術等）や地域の大学の技術シーズなどを活用し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めます。	はままつ産業イノベーション構想に基づき、成長分野に位置づけている環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。					○		○				○				産業振興課
164				イ　電力の小売自由化を始めとする電力システム改革をビジネスチャンスに捉えた、新たなエネルギー関連ビジネスの創出を推進します。	・市が出資する浜松新電力にて再生可能エネルギーの地産地消とエネルギーの地域経済循環を推進。 ・市内の小中学校、幼稚園、保育園等に浜松新電力が電力を供給。 ・令和6年度は、浜松市域における民間需要家の拡大に向けて、高圧の新料金メニューの創設や、全メニューにおける実質再生可能エネルギー100%化等に取り組んだ。					○		○				○				カーボンニュートラル推進課
165	4　多様な環境と人々のくらしが共存する都市	1　生物多様性の保全	1　貴重な動植物の保護	ア　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や文化財保護法（昭和25年法律第214号）に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。	地域の代表的な生態系や自然環境、主な環境特性を指標する種を「指標種」としてモニタリングを実施した。 平成27年度：アマモ場、アライグマ、カモ類、シギ・チドリ類、キツツキ類、トンボ類 平成28年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウ 平成29年度：サンコウチョウ、キツツキ類、トンボ類 平成30年度：ヒヌマイトトンボ、ウラギク、ヨシキリ類、ミクリ類 令和元年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、ムラサキミミカキグサ、キキョウ、タンポポ類 令和2年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、アマモ場、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、カモ類、シギ・チドリ類 令和3年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、ゲンジボタル、キツツキ類、トンボ類 令和4年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウ、キツツキ類、トンボ類 令和5年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、クマタカ、ヨタカ、サンコウチョウ、ホタル類 令和6年度：ヤリタナゴ、マツカサガイ、ムラサキミミカキグサ、キキョウ、カワラハンミョウ、ギフチョウ													○		環境政策課
166				イ　浜松市ギフチョウの保護に関する条例（平成17年浜松市条例第140号）に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。	浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止した。 平成27年度～令和6年度 （保護地域内の採取等違反者0人）													○		環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
167				ウ　静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。	ヤリタナゴ（静岡県指定希少野生動植物）の保全事業を実施した。 平成28年度：モニタリング調査 平成29年度：ビオトープ整備 令和元年：ビオトープへの放流 令和2年：ビオトープ案内看板の設置 令和3年：ビオトープへの放流 令和4年：ビオトープへの放流 令和5年：ビオトープへの放流 令和6年：ビオトープへの放流													○		環境政策課
168			2　動植物の適正な管理・防除	ア　農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。	県や猟友会等と連携し、野生鳥獣の適正な管理を実施した。			○						○	○			○		林業振興課
169				イ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。	特定外来法に基づく防除実施計画を策定し、防除を行った。 アライグマ防除実施計画（平成27年5月策定・令和3年4月策定） 捕獲数（平成27年度：2頭、平成28年度：2頭、平成29年度：13頭、平成30年度：8頭、令和元年度：10頭、令和2年度：15頭、令和3年度：6頭、令和4年度：8頭、令和5年度：6頭、令和6年度：14頭） クリハラリス防除実施計画（平成29年10月策定・令和3年4月策定）、クリハラリス捕獲プラン（令和元年10月策定） 捕獲数（平成29年度：4頭、平成30年度：210頭、令和元年度：843頭、令和2年度：2,767頭、令和3年度：1,950頭、令和4年度：970頭、令和5年度：1,339頭、令和6年度：479頭） ヌートリア防除実施計画（令和3年4月策定） 捕獲数（令和3年度：115頭、令和4年度：162頭、令和5年度：155頭、令和6年度：239頭）													○	○	環境政策課
170				ウ　環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。	環境学習会において、環境学習プログラム「わたしの町にもいる！外来生物」や、展示物・パネル説明を実施し、要注意外来生物の周知・啓発に努めた。 プログラム、展示物・パネル説明参加者 平成27年度：338人 平成28年度：219人 平成29年度：417人 平成30年度：893人 令和元年度：1,487人 令和2年度：539人 令和3年度：379人 令和4年度：212人 令和5年度：94人 令和6年度：206人													○		環境政策課
171			3　開発事業の実施に伴う環境配慮	ア　環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、適切な環境保全措置を行うことを求める環境影響評価条例を制定します。	平成28年3月に浜松市環境影響評価条例を制定、同年10月に施行し、令和7年3月末の時点で条例に基づき3件、法に基づき3件の手続が実施された。		○		○								○	○		環境政策課
172				イ　一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に運用します。	大規模な開発事業を行う事業者に対して、土地利用事業における環境配慮指針に基づく指導を実施した。		○		○	○				○		○	○	○		環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
173			4 生物多様性の普及啓発	ア 市内の自然環境や動植物の生息状況など、市が保有している環境情報について、適切な情報管理のもと、自然観察や環境教育などへの活用を推進します。	動植物モニタリング調査において市民協働調査を実施した。 平成27年度：カモ類（伊目小5年生23人） 平成29年度：キツツキ類（市民21人）、トンボ類（市民9人） 令和元年度：タンポポ類（花川小1・2年生14人） 令和2年度：アマモ場（市民44人）、カモ類（伊目小5・6年生27人） 令和3年度：ゲンジボタル（市民20人）、キツツキ類・トンボ類（市民19人） 令和4年度：キツツキ類・トンボ類（市民46人） 令和6年度：カワラハンミョウ（市民22人）、ギフチョウ（市民15人）													○		環境政策課
174				イ 市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、出前講座や啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。	本庁舎で生物多様性に関するパネル展示、イベントで市民参加型調査を行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上を図った。													○		環境政策課
175				ウ 市民に身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。	動植物モニタリング調査における市民協働調査 平成27年度：カモ類 平成29年度：キツツキ類、トンボ類 令和元年度：タンポポ類 令和2年度：アマモ場、カモ類 令和3年度：ゲンジボタル、キツツキ類、トンボ類 令和4年度：キツツキ類、トンボ類 令和6年度：カワラハンミョウ、ギフチョウ													○	○	環境政策課
176		2 森林・農地・緑地の保全	1 森林の保全	ア FSC森林認証制度を活用した市産材のブランド化や新たな需要の開拓、森林施業のさらなる推進による適切な森林の整備・保全と持続可能な森林管理を行います。	FSC森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林経営を実施した。 FSC森林認証面積（ha）／49,859ha（R6）			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
177				イ 森林管理を対象とするFM認証とあわせて、加工・流通・工務店を対象としたCoC認証事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択してFSC認証製品を購買する意識の向上を図ります。	首都圏でのイベント参加に参加し、天竜材（FSC認証材）の認知度向上に努めた（神奈川県川崎市）。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
178				ウ 保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。	県と連携し、林地や下流に被害が及ぶ恐れのある森林を保全した。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
179				エ 森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。	森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく取組（森林所有者への意向調査、森林整備の計画作成等）を実施した。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
180				オ 森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。	森林ボランティアの活動推進のため、希望団体へ市有林の貸出を継続した（森林整備活動に関する協定書）。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
181			2　農地の保全	ア　住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。	農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適正な運用により優良農地の保全を図っている。	○					○									農地利用課
182				イ　ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。		○					○									農地利用課
183				ウ　遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数：40 【検証・評価】 ・遊休農地の利用活用となる取組として、今後さらに推進が必要と考える。 ・2024（令和6）年度に新規に開設した市民ふれあい農園は0件であった。 ・新規開設の募集は、広報はままつによる市民ふれあい農園開設者募集のお知らせにより行い、例年数件の問い合せがあるが、開設の条件が農地所有者の意向に合わない、農地の状況が市民ふれあい農園に適していない等の理由で開設に至らないケースが多く新規開設に繋がらない。 ・農地の相続に伴い閉園する既存農園が増えており、市民ふれあい農園の全体数は減少傾向にある。									○						農業振興課
184				ウ　遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用に取り組んだ。			○												緑政課
185				エ　市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。	市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全する。 R6：指定1件									○				○		緑政課
186				オ　雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。	多面的機能支払交付金を活用した地域協働活動により、農地や里山の保全を図った。											○				農地整備課
187				カ　河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図ります。	水利使用者である農水省や、関係団体である県、浜松土地改良区と連携しながら、掃流用水の水利権を河川管理者である国交省から許可を得て、継続して農地保全を図った。							○								農地整備課
188			3　緑地の保全	ア　市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行っている。													○		緑政課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
189				ア　市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	指定候補地の目標値を整理するため、保全対策の必要性が高い地区など18地区を5つに分類した。													○		緑政課
190				イ　豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じた整備・充実を推進します。	都市公園面積が648.43haから648.65haへと増加したことにより、市民一人あたりの都市公園面積が8.44㎡/人から8.50㎡/人となり、充実が図られた。													○		公園課
191				ウ　浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。	市民の森において、市民協働による保全活動を実施した。 また、風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を実施した。													○		緑政課
192				ウ　浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。	遺構調査結果を踏まえた遺構の保存、活用、整備手法を考慮した公園づくりを検討すると共に、旧元城小学校跡地の維持管理を行う。													○		緑政課
193				ウ　浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。	市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めている。			○										○		緑政課
194				エ　動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。	風致地区において、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。													○		緑政課
195				エ　動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。	市民の森において市民協働による保全活動を実施した。													○		緑政課
196				エ　動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。	指定候補地の目標値を整理するため、保全対策の必要性が高い地区など18地区を5つに分類した。									○	○			○		緑政課
197				オ　人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	風致地区において、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。													○		緑政課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
198				オ　人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	市民の森において市民協働による保全活動を実施した。													○		緑政課
199				オ　人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	指定候補地の目標値を整理するため、保全対策の必要性が高い地区など18地区を5つに分類した。													○		緑政課
200				オ　人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全する。 R6：指定1件													○		緑政課
201				オ　人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。	見直し未実施公園4箇所の関連動向について情報収集を行った。									○						緑政課
202		3　河川・湖沼・海岸の保全	1　水辺の環境保全	ア　動植物の貴重な生息・生育地となっている湿地について、無秩序な開発を防止するよう努めます。	大規模な開発事業を行う事業者に対して、土地利用事業における環境配慮指針に基づく指導を実施した。		○		○	○				○		○	○	○		環境政策課
203				イ　市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。	市民団体・事業者等と連携し、海岸の清掃活動を実施し、市民意識の高揚と水環境の保全を図った。 ウェルカメクリーン作戦参加者数（団体数） 平成27年度：4,095人（77団体） 平成28年度：4,613人（88団体） 平成29年度：3,583人（49団体） 平成30年度：3,108人（70団体） 令和元年度：3,526人（60団体） 令和2年度：中止 令和3年度：2,413人（64団体） 令和4年度：2,622人（68団体） 令和5年度：中止 令和6年度：2,488人（58団体） 浜名湖クリーン作戦参加者数（団体数） 平成27年度：18,141人（197団体） 平成28年度：15,165人（182団体） 平成29年度：16,653人（198団体） 平成30年度：15,047人（197団体） 令和元年度：15,217人（207団体） 令和2・3年度：中止 令和4年度：14,208人（201団体） 令和5年度：12,834人（205団体） 令和6年度：13,340人（192団体）				○									○	○	環境政策課
204				ウ　河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	河川利用者の多い夏季に環境保全団体及び北行政センター・天竜区と連携し、環境共生区域のパトロールを実施した。 令和6年度環境共生区域内の水環境汚濁行為者3人				○								○			環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
205			2　生活排水対策	ア　生活排水による水環境への汚濁負荷を削減するため、下水道接続促進や合併処理浄化槽の設置を支援します。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置費補助金制度について説明を行った。 下水道接続率：97.0%(R5年度末)→97.1%(R6年度末) 合併浄化槽基数:27,686基(R5年度末)→28,314基(R6年度末)				○											お客さまサービス課
206			3　工場・事業場における排水対策	ア　工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、工場・事業場に排出水対策強化への協力を求めていきます。	工場・事業場への立入検査を28件実施し、汚濁負荷削減を指導した。		○													環境保全課
207				イ　排水基準が適用されない工場・事業場に対しては、排出水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査を実施し、自主的な対策について指導を行った。		○													環境保全課
208				ウ　良好な水質を守るため行政と事業者が協力し、対策を検討します	芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会において意見交換を実施した。また、染色排水の最新の脱色技術等を調査し連絡会委員に伝達した。		○							○						環境保全課
209		4　水やみどりに親しむ空間の創出	1　親しみやすい水辺づくり	ア　河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。	準用河川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。									○		○				河川課
210				イ　親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。	二級河川九領川では、魚類等の水棲動物の休息場となるよう、コンクリート護岸ではなく、木柵と捨石による多孔質な水際空間を創出し、改修前には確認されなかった魚類の遡上が確認されるようになった。									○		○				河川課
211			2　身近な緑の創出	ア　公園の植樹帯、河川敷などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エコトーンの形成や樹木の混植に努めます。	公園整備にあたり、中低木、芝を配置し、緑化の創出に努めた。													○		公園課
212				イ　市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。	協働センターで継続して活動する花づくり団体に対して園芸資材を交付した。 沿道、公共花壇で花いっぱい運動に自主的かつ継続して活動する者に園芸資材を交付した。									○						緑政課
213				ウ　住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。									○						緑政課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
214				ウ　住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	「花と緑のまち・浜松」の推進のため、啓発品を作成しイベントで配布したほか、花壇を対象としたコンクール開催、花飾り講習会開催、花と緑の祭り開催、都市緑化祭での作品展示などを行った。									○						緑政課
215				ウ　住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を実施している。									○						緑政課
216				ウ　住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	花壇を対象とした花と緑のコンクールを実施した。		○	○										○		緑政課
217				ウ　住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」（昭和62年3月31日）に基づき、緑化の推進を指導した。						○									緑政課
218				ウ　住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討した。 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を検討した。						○									緑政課
219			3　自然とふれあう場と機会の確保	ア　森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを整備し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。	小学生を対象とした農林水産体験として「伝えよう！浜松・浜名湖地域のふるさとの味」を開催し、自然とふれあう場を提供した。また、浜松・浜名湖ツーリズムビューローのインターネットサイト「ちょい旅」に体験プログラム掲載に向け情報提供を行い、交流人口の増加や農山漁村の活性化を図った。													○		農業水産課
220				イ　市民が森林、里山などのみどりにふれあうことのできるよう、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。	森林・林業施設の管理・運営を実施した。 森林体験・交流施設（天竜林業体育館）年間利用人数（人）／2,573（R6）			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
221				ウ　遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数：40 【検証・評価】 ・遊休農地の利用活用となる取組として、今後さらに推進が必要と考える。 ・2024（令和6）年度に新規に開設した市民ふれあい農園は0件であった。 ・新規開設の募集は、広報はままつによる市民ふれあい農園開設者募集のお知らせにより行い、例年数件の問い合せがあるが、開設の条件が農地所有者の意向に合わない、農地の状況が市民ふれあい農園に適していない等の理由で開設に至らないケースが多く新規開設に繋がらない。 ・農地の相続に伴い閉園する既存農園が増えており、市民ふれあい農園の全体数は減少傾向にある。									○						農業振興課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
222				ウ　遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用した。		○	○												緑政課
223		5　自然景観の保全と創造		ア　地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、里山の樹林や田畑、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地などは、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組みます。	風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。 また、市民の森において市民協働による保全活動を実施した。									○				○		緑政課
224		6　地域資源の持続可能な活用による産業の振興		ア　天竜区役所や春野協働センターなどへの地域材活用を通じて、住宅、店舗などへの地域材活用を促進します。	非住宅建築物への木質化に対する助成事業「天竜材ぬくもり空間創出事業」を実施した。 令和6年度助成数：19件			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
225				イ　認証森林の拡大に引き続き取り組むとともに、流通加工部門での森林認証取得を促進することで、天竜材のブランド化を進めます。	FSC森林認証の認知度向上や天竜材（FSC認証材）の魅力発信を目的とし、首都圏での展示会参加（JHS）や大手企業とのセールスミーティング等を実施した。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
226				ウ　浜松やらまいか交流会などを活用しながら、地域材を市外に対して積極的にPRをしていきます。	平成27年度以降、「浜松やらまいか交流会」は不参加となっている。			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
227				エ　浜名湖などの環境資源を活用した滞在プログラムを充実させ、地域の魅力向上を図り、観光客の滞在を促進することで観光産業の活性化を図ります。	本市の外郭団体であり、観光庁に認定されている地域連携DMOでもある（公財）浜松・浜名湖ツーリズムビューローと連携し、浜名湖をはじめとする浜松市内の観光資源を活かした滞在プログラムの造成を行い、観光産業の活性化を図った。						○									観光・シティプロモーション課
228	5　環境活動を実践する人が育つ都市	1　学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	1　学校などにおける環境教育	ア　学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、分野・対象者別の環境プログラムを提供します。	小中学校において環境学習プログラムを実施した。 実施校数 平成27年度：59校 平成28年度：63校 平成29年度：58校 平成30年度：54校 令和元年度：52校 令和2年度：50校 令和3年度：41校 令和4年度：39校 令和5年度：43校 令和6年度：39校			○												環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
229				イ　幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の活用や、自然とのふれあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にする心を育んでいきます。	幼稚園・保育所において環境学習プログラムを実施した。 実施園数 平成27年度：27園 平成28年度：35園 平成29年度：49園 平成30年度：56園 令和元年度：56園 令和2年度：47園 令和3年度：78園 令和4年度：76園 令和5年度：87園 令和6年度：85園			○												環境政策課
230				ウ　ごみに関する社会科副読本などを活用することにより、3Rの取り組みを推進します。	【事業内容】 市内小学4年生を対象に社会科副読本の電子ブック版を作成し、しずおかイーブックスへ掲載した。 【検証・評価】 学校を通して社会科授業内で使用されることで、3Ｒやごみ減量についてより深く学ぶ機会となった。			○							○					一般廃棄物対策課
231				エ　学校施設などに設置された太陽光発電設備や緑のカーテン、ビオトープ、地元木材を使った教室や机など身近な設備を教材に、環境保全や環境負荷低減のための取り組みについて理解を深めます。	移動環境教室の展示・パネル説明において、緑のカーテンなどの設備を題材に、環境負荷低減の取り組みへの理解を深めた。 展示物・パネル説明参加者 平成27年度：338人 平成28年度：219人 平成29年度：388人 平成30年度：839人 令和元年度：1,068人 令和2年度：386人 令和3年度：234人 令和4年度：154人 令和5年度：0人 令和6年度：0人			○						○		○				環境政策課
232			2　学校などの教職員に対する環境教育の理解促進	ア　学校などにおいて環境教育を推進するため、環境学習プログラム及びＥＳＤの実証モデルを周知し、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図ります。	新規の環境学習プログラム、ESDプログラムを提供した。 新規環境学習プログラム 平成28年度：わたしの町にもいる！外来生物、地球温暖化と気候変動 平成29年度：災害にも役立つ簡単ご飯 平成30年度：君も今日から3R博士 令和元年度：もっとまちたんけん 令和2年度：海が大変だ ESDプログラム（テーマ・学校） 平成27年度：浜名湖・庄内学園 平成28年度：食・東陽中学校 令和元年：里地里山・井伊谷小学校 令和3年度：天竜川・和田東小学校			○												環境政策課
233				イ　教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。	浜松市教育委員会の「はままつ人づくりネットワークセンター」の機能を活用し、環境学習指導者の情報を提供した。			○												環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況（検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
234			3 社会など幅広い場における環境教育の推進	ア 浜松市エコハウスモデル住宅（令和元年度末廃止）やみどり～な（緑化推進センター）、かわな野外活動センター、浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパークの施設などにおいて、3Rや地球温暖化防止、生物多様性の保全などについて、各施設の特色を活かした講座や体験型学習を企画・開催します。	浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパークツアーや市地球温暖化防止活動推進センターによる若者会議等を開催した。					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課
235				ア 浜松市エコハウスモデル住宅（令和元年度末廃止）やみどり～な（緑化推進センター）、かわな野外活動センター、浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパークの施設などにおいて、3Rや地球温暖化防止、生物多様性の保全などについて、各施設の特色を活かした講座や体験型学習を企画・開催します。	緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。			○												緑政課
236				イ 動物愛護教育センターを中核として、動物愛護教育を推進します。	令和6年度において2つの教育プログラムを用意し、20回、449人に対して動物愛護に係る教育活動を行った。 【指標】 教育活動実施回数（動物園分を含む）：134回／5998人			○												動物愛護教育センター
237				ウ 協働センターやくらしのセンターなどにおいて、地域の環境美化やごみ問題、3R、環境に配慮した消費生活などに関する学習会を開催するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。	【事業内容】 協働センターなどにおいて、自治会向け学習会「ごみ減量セミナー」を開催し、ごみの分別や3Rの推進など、自治会の環境美化推進員と連携して、地域の環境美化活動を推進した。 【検証・評価】 自治会の環境美化推進員を中心に、地域住民による環境美化活動が展開された。			○							○					一般廃棄物対策課
238				エ 環境教育や環境活動など自ら実践する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して顕彰する制度の設立を検討します。	環境保全に関する取組みを計画的に実践している市民団体及び事業者を表彰する制度の設立について検討を進めた。			○											○	環境政策課
239			4 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用	ア 環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座や環境学習指導者間の交流会の開催などにより、新たな人材を発掘・育成します。	環境学習指導者養成講座を開催し、指導者を養成した。 養成講座修了者数 平成26年度：16人 平成27年度：14人 平成28年度：14人 平成29年度：6人 平成30年度：6人 令和元年度：13人 令和2年度：中止 令和3年度：8人 令和4年度：15人 令和5年度：10人 令和6年度：14人 合計116人			○												環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
240				イ　環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。	環境学習指導者のフォローアップ講座を開催した。 平成30年度：「子どもに伝えるってどうやるの」参加者11人 令和元年度：「ESDとは」参加者15人 令和2年度：全8回参加者15人 令和3年度：「十湖池ビオトープ保全と環境教育」参加者6人 令和4年度：「自然観察プログラムの体験」参加者10人 令和5年度：「どうする里山」参加者16人 令和6年度：「天竜清掃工場見学」参加者15人、「移動環境教室フィールド活動フォローアップ」参加者14人			○													環境政策課
241				ウ　総合的な視点で学校、地域と環境学習指導者や事業者の環境活動をつなぐコーディネーターの育成を図り、積極的に活用していきます。	浜松市教育委員会の「はままつ人づくりネットワークセンター」の機能を活用し、環境学習指導者の情報を提供した。			○											○	環境政策課
242			5　環境学習プログラム（Eスイッチプログラム）の充実	ア　NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、Eスイッチプログラムの充実を図ります。	事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを実施した。 平成27年度～令和6年度 バスを知ろう！バスに乗ろう！（6,030人） 太陽熱はあったかい（293人） 太陽の力ってすごい（2,499人） 地球にやさしい”E”クッキング（2,794人）			○												○	環境政策課
243				イ　市域の約7割を占めている森林を環境教育の場として活用する森林散策体験会などの森林環境教育プログラムの普及を図り、森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。	森林・林業施設の管理・運営を実施した。 森林・林業体験活動への年間参加者数（人）／2,133人（R6実績）			○	○		○	○		○	○	○		○		林業振興課
244				ウ　市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めます。	環境学習指導者養成講座成果発表において、常葉大学教授から講座の進め方、注意点などについて教授をいただいた。			○											○	環境政策課
245			6　各主体との連携	ア　浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。	浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）を核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有した。 はままつＥスイッチ会員数の推移：個人（団体） 平成27年度：132人（32団体） 平成28年度：144人（33団体） 平成29年度：145人（34団体） 平成30年度：152人（36団体） 令和元年度：165人（38団体） 令和2年度：164人（39団体） 令和3年度：170人（40団体） 令和4年度：187人（40団体） 令和5年度：189人（45団体） 令和6年度：198人（46団体）			○												○	環境政策課
246				イ　NPO・事業者・行政などが適切な役割分担を踏まえた協働取り組みを推進するため、パートナーシップのもとに効果的な環境教育を進める制度の構築を検討していきます。	Eスイッチプログラム（浜松版環境学習プログラム）の新規プログラムを作成するなど、NPO・事業者・行政の協働による環境教育の充実を図った。 環境学習プログラム 平成28年度：わたしの町にもいる！外来生物、地球温暖化と気候変動 平成29年度：災害にも役立つ簡単ご飯 平成30年度：君も今日から3R博士 令和元年度：もっとまちたんけん 令和2年度：海が大変だ			○												○	環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
247				ウ　事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。	事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを実施した。 平成27年度～令和6年度 バスを知ろう！バスに乗ろう！（6,030人） 太陽熱はあったかい（293人） 太陽の力ってすごい（2,499人） 地球にやさしい”E”クッキング（2,794人） 「体験の機会の場」として、OMソーラー株式会社社屋「地球のたまご」（中央区）、一般社団法人里の家活動場所「里の家」（浜名区）を認定した。			○												○	環境政策課
248			7　環境教育の更なる普及・促進に向けた調査研究	ア　環境教育に関する市民の意識やニーズを調査し、調査結果を踏まえて環境教育施策の普及・促進に努めます。	環境学習の各プログラムの実施状況から環境学習指導者養成講座の内容を検討した。			○												環境政策課
249		2　多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進		ア　環境美化推進員や地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境リーダーが家庭や地域における率先行動や啓発活動に努め、市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう促します。	【事業内容】 ごみ減量に関する会議等を行い、自治会の環境美化推進員に対してごみ減量に関する知識習得と意識向上をした。 【検証・評価】 環境美化推進員向けの会議を行った。また、各自治会で行っている環境美化活動を事例集としてまとめ、環境美化推進委員の研修とした。										○				○	一般廃棄物対策課
250				イ　緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	「浜松市みどりの人財支援プロジェクト」として、各種講座や座談会、みどりの相談会を開催した。 また、参加者による公開プレゼンテーション、オンライン勉強会、伴走支援相談を実施した。														○	緑政課
251				イ　緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	企業に呼びかけ、企業展示花壇の充実を図った。														○	緑政課
252				イ　緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	花壇を対象とした花と緑のコンクールを実施した。 鍛冶町通りや本庁花壇の植栽において、市内のボランティア団体や中学生等と植替えを実施した。														○	緑政課
253				イ　緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」（昭和62年3月31日）に基づき、緑化の推進を指導した。														○	緑政課
254				イ　緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討した。 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として（仮称）浜松版カシニワ制度を検討した。														○	緑政課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
255				イ　緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。	緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。														○	緑政課
256				ウ　浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。	Eスイッチフェスへの環境ブース出展を通して、Eスイッチ会員相互の交流を図った。環境学習指導者フォローアップ講座において環境保全活動を行う団体との交流を深めた。			○											○	環境政策課
257				エ　市民団体、事業者、行政が連携して環境保全活動に取り組み、市域の生物多様性を守ります。	浜松市生きものパートナーシップ協定を締結した。 令和元年度 市民団体大栗安棚田倶楽部 事業者株式会社アイエグゼック 行政浜松市 令和3年度 市民団体NPO法人浜松市東区の自然と文化を残そう会 事業者大和ハウス工業株式会社浜松支店 行政浜松市 令和5年度 市民団体正楽寺 事業者造園管理辰美園 行政浜松市												○	○	○	環境政策課
258		3　「体験の機会の場」の整備と情報提供		ア　環境教育等促進法第20条に基づき、NPOや事業者が提供する自然体験活動などに対して市長が認定を行う「体験の機会の場」について、制度の周知に努めます。	「体験の機会の場」として、里の家（浜名区）を認定した。 合計認定数：2か所			○											○	環境政策課
259				イ　「体験の機会の場」に認定された場やその活動内容について、ホームページなどで広く紹介します。	認定した「体験の機会の場」について、市のホームページ、SNSで紹介をした。			○											○	環境政策課
260		4　職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	1　事業者への支援	ア　事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。	事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援した。			○												環境政策課
261				イ　事業者が行う環境学習プログラムを募集し、環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。	事業者が行う環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介した。 太陽熱はあったかい（矢崎エナジーシステム株式会社） 太陽の力ってすごい（エネジン株式会社）			○											○	環境政策課
262				ウ　事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、河川や湖沼の清掃活動などの情報提供を行います。	事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、海岸の清掃活動などの情報提供を行った。 事業者による自発的な海岸などの清掃を推進するため、清掃物品の提供や、一般参加者募集情報の市公式ホームページへの掲載する支援制度を実施した。														○	環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
263			2　環境に関する研修などの充実	ア　庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを認識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図ります。	環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう、生物多様性の管理指標等の実績調査を実施した。 生物多様性はままつ戦略の進捗管理指標調査（22課） 市民マナー条例（5課）			○												環境政策課
264				イ　庁内の各部署の温暖化対策推進員に対し、省エネルギーの取り組みとその効果に関する研修を行い、省エネ行動の定着に努めます。	推進員研修の開催 令和6年度：地域情報センター、webのハイブリッド開催											○				カーボンニュートラル推進課
265		5　環境教育の場の整備や充実		ア　省エネルギー・省資源型の市有施設を整備し、環境に配慮した施設・設備への理解を深めます。	省エネ改修工事やLED照明の導入を継続的に実施した。					○					○	○				カーボンニュートラル推進課
266				イ　動物園において、生物多様性の保全や種の保存を推進する施設として、教育プログラムの充実を図ります。	【指標】 教育活動実施回数：134回／5,998人 （教育プログラム（11プログラム）：106回／4,357人） （出前講座（2プログラム）：28回／1,641人）			○												動物園
267				ウ　建設中の新清掃工場に、環境教育啓発施設を併せて整備します。	令和6年（2024年）4月から天竜清掃工場が稼働したことに伴い終了する。			○												廃棄物処理施設課
268		6　環境情報の積極的な発信		ア　本市の生活環境や自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を体系的に整備し、市ホームページなどで積極的に公開するよう努めます。	自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を、閲覧しやすいように体系的にまとめて市ホームページで公開した。			○												環境政策課
269				イ　市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取り組みについて、浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつＥスイッチ）を活用し、各主体間で情報を共有します。	浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつＥスイッチ）を核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有した。 はままつＥスイッチ会員数の推移：個人（団体） 平成27年度：132人（32団体） 平成28年度：144人（33団体） 平成29年度：145人（34団体） 平成30年度：152人（36団体） 令和元年度：165人（38団体） 令和2年度：164人（39団体） 令和3年度：170人（40団体） 令和4年度：187人（40団体） 令和5年度：189人（45団体） 令和6年度：198人（46団体）														○	環境政策課
270				ウ　市ホームページで環境教育の取り組みを情報発信するとともに、環境学習会や環境活動などの情報について、SNSなどを活用して迅速に発信していきます。	環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやメールを活用して迅速に発信した。			○											○	環境政策課

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
271				エ　本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。	カナルハママツにて家庭ごみの減量目標や、ごみの出し方等について引き続き情報発信した。								○		○					一般廃棄物対策課
272				エ　本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。	「ごみ・資源物の正しい出し方」として7か国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、韓国語、フィリピン語）の作成・配布。									○						一般廃棄物対策課
273				エ　本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。	川や湖を守る条例や市民マナー条例の周知啓発にあたり、外国語のチラシを作成するなどし、外国人向けにわかりやすく発信した。														○	環境政策課
274				オ　広報紙やパンフレットなどの紙媒体に加えて、最新の情報発信技術を活用して、いずれの年代でも利用しやすい効果的な情報の発信方法を研究していきます。	見やすくわかりやすい広報紙やパンフレットの作成を心掛けるとともに、フェイスブックなどのSNSを活用して効果的に情報を発信した。														○	環境政策課
275		7　国際的な視点での取り組み		ア　国際協力機構（JICA）等と連携し、開発途上国などの海外から研修員を受け入れます。また、市民や市民活動団体に対して、国際協力に関する啓発活動や情報提供を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大影響の余波により、R6年度末時点も依然として、海外諸都市からの研修生受入等や協力開発途上国における水道事業の技術支援がストップしている状況である。				○											国際課
276				イ　都市・自治体連合（UCLG）を通じた交流や、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や都市間連携に努めます。	都市・自治体連合（UCLG）への参加を通して、世界的な環境課題に対する事例を収集した。国際的な組織に加盟することで実現できた。														○	国際課
277				ウ　地球規模で環境に配慮した行動が求められていることから、外国のくらし・文化・歴史などに触れることで多様な価値観や人権を尊重する意識を育み、多文化共生への理解促進を図ります。	浜松国際交流協会との連携や国際交流員による出前講座の実施を通して、異文化への理解を深めた。地域資源を有効に活用できた。									○						国際課
278				エ　既存の環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、様々な主体が連携するために必要な情報提供を行うなど、国際的な視点に立ったESDの推進を図ります。	ESDのモデルプログラムを作成した。 平成27年度浜名湖を未来に受け継ごう（庄内学園） 平成28年度食から見る世界（東陽中学校） 令和元年度田んぼでつながる人と自然（井伊谷小） 令和3年度天竜川を知ろう（和田東小学校）			○													環境政策課
279				オ　市内の学校にESDの推進拠点として位置づけられている、ユネスコスクールの取り組みを学校外に広く紹介し、ESD活動の普及に努めます。	ESDの取り組みを地域や学校等で実践できるよう、モデルプログラムを紹介した。 Eスイッチサポートガイドブック掲載 浜名湖を未来に受け継ごう（庄内学園） 食から見る世界（東陽中学校） 田んぼでつながる人と自然（井伊谷小） 天竜川を知ろう（和田東小学校）			○													環境政策課

第2次浜松市環境基本計画（改定版）施策一覧／2024（令和6）年度実績

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策・事業実施状況 （検証・評価）	関係するSDGｓ														担当課
						2	3	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	
280		8　市民や事業者の行動改革の促進		ア　環境分野だけでなく、消費者教育、防災教育、福祉教育、食育、多文化共生教育、みどり教育、まちづくり教育など、多様な分野において持続可能な社会の重要性を意識した教育や啓発に取り組み、市民や事業者の行動変革を促します。	出前講座により主に小中学生を対象にエシカル消費・フェアトレードに関する消費者教育を推進し、くらしのセミナー、 パネル展示、消費生活展の実施により広く市民に消費者意識の啓発を図った。										○					市民生活課
281				イ　行政や市民団体等から情報を収集し、それらを基に地域の教育・保育施設に多様な分野の講座を提供するような「地域の人づくり拠点」を構築します。	浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）と浜松市教育委員会「はままつ人づくりネットワークセンター」の連携により、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有した。			○											○	環境政策課
282				ウ　事業者の環境経営を推進するために、エコアクション21やISO14001などの取得を促すとともに、市が環境改善につながる技術開発、地域活動を認定・表彰する制度を推進します。	・エコアクション取得支援セミナーの開催 令和6年度：8事業所 ・エコアクション21取得事業者数（浜松市内） 163事業者（R7.3月末時点）					○		○		○	○	○				カーボンニュートラル推進課
283				エ　市民が日常的に実践している環境に関する取組みがSDGｓ（持続可能な開発目標）の達成に繋がることを市民に認知してもらうとともに、環境とSDGsの一体的な普及啓発を行います。	R5年度で事業は終了済														○	環境政策課
284		9　高齢世代が参画・活躍する場づくり		ア　元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用していきます。	元気で意欲的な高齢者を移動環境教室の環境学習指導者として活用した。 環境学習指導者の年齢構成（186人中） 20代：4人、30代：11人、40代：26人、 50代：37人、60代：42人、70代：48人、 80代以上：16人、不明2人 移動環境教室実施コマ数（多い順） 1：44コマ（60代） 2：40コマ（60代） 3：35コマ（50代）			○											○	環境政策課
285				イ　地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指します。	地域と連携・協働して、希少種の保護事業を実施した。 ビオトープの整備・維持（正楽寺） ビオトープの維持・管理（造園管理辰美園） ヤリタナゴの保全・提供（富士通ゼネラル） 里地里山学習、ヤリタナゴの放流（井伊谷小学校）														○	環境政策課

資料3-1

令和６年度ごみ・資源物の排出状況について

環境部一般廃棄物対策課

１ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）の進捗について

本市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図るとともに一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）を策定している。

計画では、本市のごみ処理状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和10年度）における計画目標値を設定し、更なるごみの減量や資源化を進めることとしている。

令和６年度の各計画目標値に対する実績は次のとおり。

(1) ごみ総排出量の推移

計画では、本市として最終処分まで行う「ごみ総排出量」（もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の合計）を指標としており、令和２年度実績214,378ｔであったものを令和10年度までに約10%減の193,055ｔ以下に抑制するとしている（図表1、2）。

令和６年度のごみ総排出量の実績値は192,292ｔとなり、令和５年度実績から5,260ｔ減少（前年度比97.3%）し、令和６年度計画目標値の206,352ｔを下回った。

令和６年度のごみ総排出量の内訳（図表3）は、令和５年度実績と比較して家庭系ごみは3,868ｔ減少（前年度比97.1%）、事業系ごみは1,391ｔ減少（前年度比97.9%）した。

また、補助指標の「一人１日あたりの家庭系ごみ排出量」（図表4）の令和６年度実績は446.2ｇ/人・日となり、令和６年度計画目標値の454.0ｇ/人・日を下回った。

これは、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化の検討により、ごみ減量への関心が高まり行動変容につながったことが要因の一つであると考えられる。特に、空いた時間に利用しやすい行政や民間による資源物回収拠点の充実は市民の利便性向上につながり、ごみ減量に一定程度寄与しているものと考えられる。また、食料品をはじめとする物価の高騰が消費行動に影響を与えたものと推測している。

なお、「ごみ総排出量」は計画最終年度（令和10年度）の目標値を下回る水準となったが、「一人１日当たりの家庭系ごみ排出量」は令和10年度の計画目標値404.0ｇ/人・日に対して約110%となっている。

図表１　ごみ総排出量の実績値（ｔ）

	R2	R3	R4	R5	R6	R10
計画目標値	-	-	214,146	210,219	206,352	193,055
実績値	214,378	210,948	207,308	197,552	192,292	-

図表２　ごみ総排出量の推移　※棒グラフ部分は小数点以下非表示のため、棒グラフの合計値と総排出量は不一致となる

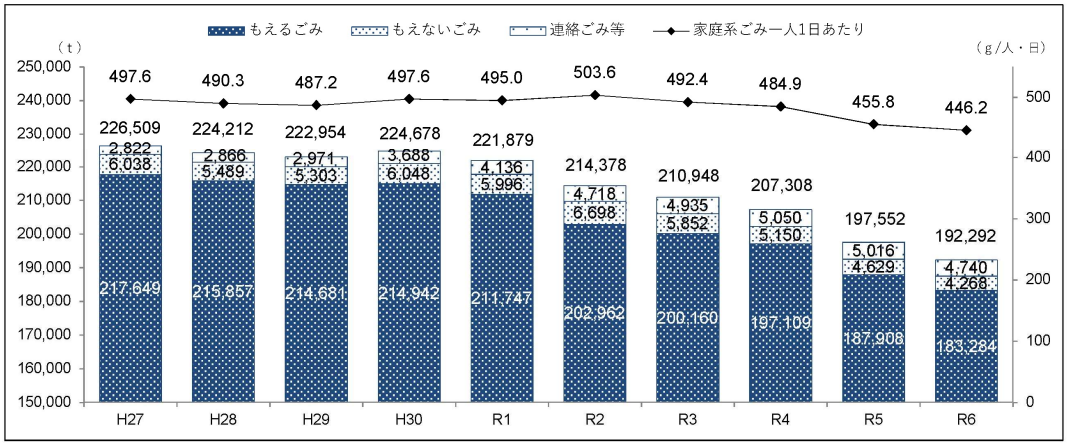

図表３　ごみ総排出量の内訳（ｔ）

内訳	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ	145,493	147,337	144,647	143,548	146,213	145,440	147,177	143,215
事業系ごみ	79,657	79,171	79,564	79,407	78,465	76,439	67,201	67,733
合計	225,150	226,509	224,212	222,954	224,678	221,879	214,378	210,948

内訳	R4	R5	R6
家庭系ごみ	140,448	131,760	127,891
事業系ごみ	66,860	65,792	64,401
合計	207,308	197,552	192,292

図表４　一人１日あたりの家庭系ごみ排出量の実績値（ｇ/人・日）※R10：計画最終年度

	R2	R3	R4	R5	R6	R10
計画目標値	-	-	479.0	466.5	454.0	404.0
実績値	503.6	492.4	484.9	455.8	446.2	-

(2)　資源化率（民間回収分を含めたリサイクル率）等の推移

本市の特色としては、民間の回収拠点が充実していることが挙げられる。そのため、計画では民間回収分を含めたリサイクル率である「資源化率」を指標として設定した。

令和 6 年度の再資源化されたごみ・資源物の量（以下、資源化量という）は、行政回収分が前年度から 61ｔ減少（前年度比 99.8%）し、民間回収分は 3,942ｔ増加（前年度比 113.0%）した。この結果、資源化率は 28.9%となり前年度から 2.0 ポイント上昇した（図表 5、6）ことで、令和 6 年度計画目標値を達成した。

行政回収分は、プラスチック製容器包装やペットボトル、特定品目などの資源化量が減少する一方、清掃工場で焼却・溶融処理した後に生じる資源化量が増加している。集団回収量はコロナ禍以降続いている自治会等による担い手不足等により減少する一方、市の施設を利用した拠点回収量は増加している。

民間回収分は、調査対象の拡大や回収拠点の新設による増加のほか、古紙類をはじめとして全体的に回収量が増えている。段ボールの回収量の増加が最も大きく、インターネット通販の利用拡大に伴って段ボールの排出・回収が多くなったことが要因と推測される。

図表５　資源化量・資源化率の推移

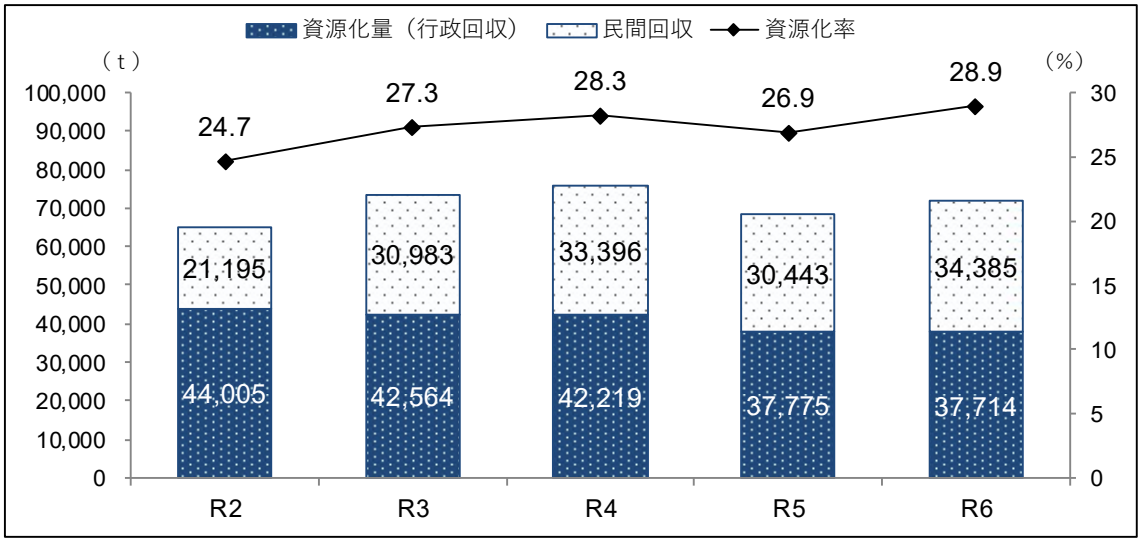

図表 6　資源化率の実績値（%）※R10：計画最終年度

	R2	R3	R4	R5	R6	R10
計画目標値	-	-	27.8	28.2	28.6	30.2
実績値	24.7	27.3	28.3	26.9	28.9	--

※「資源化率」の算定方法　：　（資源化量÷ごみ・資源物の総排出量）×100

(3)　最終処分量の推移

最終処分量は、市が持続的にごみ処理を行う中で必要となる最終処分場の維持に関係する指標である。

令和 6 年度の最終処分量の実績値は 8,701 t で令和 5 年度実績から 2,265 t 減少（前年度比 79.3%、図表 7、8）した。これは、これまで平和破砕処理センターでもえないごみや連絡ごみを破砕した後に埋め立てていたものを、令和 6 年度からは天竜清掃工場で破砕後に溶融処理し多くを資源化できたことに伴い、埋立量が減少したことが主な原因である。

図表 7　最終処分量の実績値（ t ）

	R2	R3	R4	R5	R6	R10
計画目標値	-	-	12,849	12,613	12,381	11,583
実績値	13,168	12,958	12,701	10,967	8,701	-

図表 8　最終処分量の推移

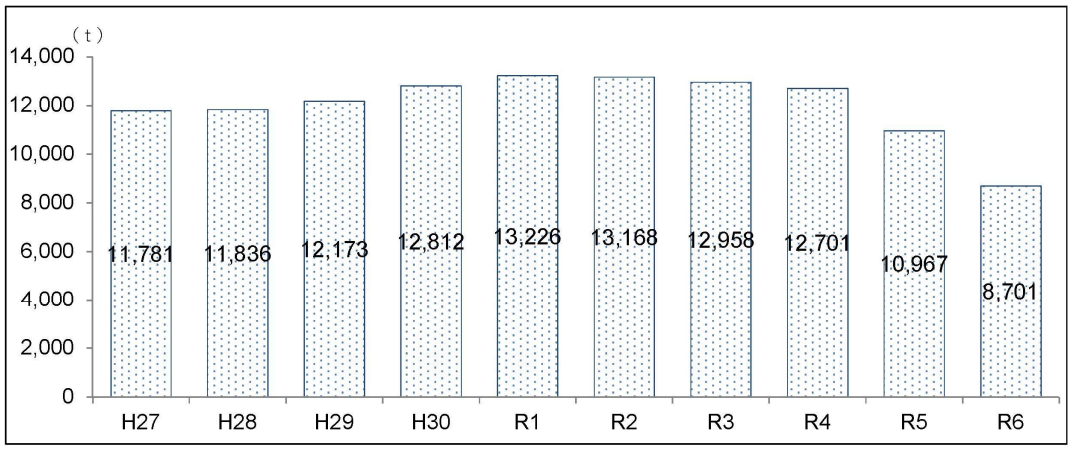

2　各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間とし、「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用にする循環型都市を目指す」の基本理念を実現するため、以下の 3 つの基本方針を定めている。

基本方針 1　ごみの減量・資源化と適正処理の推進
基本方針 2　市民・事業者・市の協働による取組みの推進
基本方針 3　ごみ処理と資源化の体制整備の推進

基本方針に基づいた各種施策・事業については、毎年度、実施計画を策定している。令和 6 年度の実施状況は、42 項目全てで計画どおり進められた（図表 9）。

ごみの減量・資源化を進め、3 つの計画目標「ごみの総排出量」、「資源化率」、「最終処分量」の数値目標を継続して達成するために、現在挙げられている事業を着実に遂行し、更に内容を充実させ取り組んでいく必要がある。

図表９　個別施策

基本方針１　ごみの減量・資源化と適正処理の推進　　◎…進んでいる　○…計画どおり　△…遅れている

（1）家庭ごみの減量の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	家庭系ごみの減量を推進するための取組みの検討・実施	幅広い市民に対して、雑がみ分別袋の配布、インスタグラム投稿キャンペーンの実施、みどりのリサイクル持込用フレコンバッグ配布等のごみ減量キャンペーンを実施すること等により、ごみの減量と資源化を推進する。	みどりのリサイクル回収拠点への持込促進及び利便性の向上のため、繰り返し使用できるフレコンバッグを市民へ配布した。 【配布数】995 部	○
2	家庭ごみ有料化の検討	改めて市民とごみ減量の目標値を共有し、減量・資源化に取り組む。有料化の実施は、ごみ減量目標の達成状況や定着状況に加え、社会経済情勢を見ながら総合的に判断し決定する。	ごみ減量・資源化に取り組んだ結果、R6 年は家庭ごみ一人 1 日あたりの排出量目標（454g）を達成した。本市として、社会経済情勢も含めて総合的にみて、直ちに家庭ごみ有料化を実施する局面にはないものとした。	○
3	食品ロス削減推進事業	食品ロス削減及び脱プラスチック推進事業者登録等により、事業者等と連携して、市民及び事業者への普及啓発を行う。	食品ロス削減協力店及びはままつ脱プラスチック推進事業登録事業者による出前講座や啓発ポップの掲示等により、登録事業者と連携して、市民等への食品ロスや脱プラスチックに関する普及啓発を行った。 【登録数】 ・食品ロス削減協力店：380 店舗 ・はままつ脱プラスチック推進事業者：21 者	○
4	生ごみの減量推進事業	・生ごみの減量の推進のため、コンポスト及び密封発酵容器を無料で配布する。 ・家庭用生ごみ処理機を購入した世帯に対して補助金を交付し、家庭用生ごみ処理機の普及促進を図る。 ・トートバッグ型コンポストモニター事業を行い、効果を検証して今後の展開を検討する。	【堆肥化容器配布実績】 コンポスト：1,042 世帯 密封発酵容器：164 世帯 【家庭用生ごみ処理機補助実績】 276 件 【トートバッグ型コンポストモニター事業】 モニター数　200 名 参加者へのアンケート調査を行った結果、継続を希望する者が少なかったことから、同じく生ごみ減量を目的とした生ごみ処理機の普及促進に注力するために本事業は統合とした。	○
5	リユースの取組の促進・支援	リユースサイトを運営する事業者と連携し、市のホームページ等で啓発することで不用品のリユースを促す。	リユースサイト運営事業者と連携し、本市ホームページで不用品のリユースについて周知啓発を行った。	○

（2）家庭系ごみ資源化の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	新たな資源化品目の調査・検討	他都市や企業の情報を収集し、今後の動向を注視する。	・菊川市等で先行実施していた㈱ECOMMIT による衣類、ファッション雑貨及びホビー用品の回収を調査研究した。 ・上記の調査研究により本市での実施を検討し、「浜松市と㈱ECOMMIT との資源循環等の推進に関する協定書」を締結し、市役所本館 1 階市民ロビー、鴨江分庁舎 1 階玄関ホールに専用の箱を設置し、回収を開始した。	○
2	雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討	・（再掲）雑がみ分別袋の配布等のごみ減量キャンペーンを実施すること等により、ごみの減量と資源化を推進する。 ・企業雑がみ回収実証事業を行い、効果を検証して今後の展開を検	・（再掲）雑がみ分別袋を配布し、雑がみの資源化を啓発するとともに、清掃事業所・センター、区役所等に古紙、古着等の回収拠点を設置し、資源物回収を実施した。 【実績】 学校又は市窓口等：52,400 枚 企業：97,600 枚 ・企業雑がみ回収実証事業を行い、効果を検証。浜松市資源物集団回収協力金交付要綱の改正により企業の非営利	○

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
		討する。	な従業員組織等による雑がみ回収が可能となった。 【実証実験について】 参加事業者：34 者 実施期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 回収量：8.96t	
3	資源物回収拠点の整備･拡充と拠点情報の発信	・地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。 ・清掃事業所・センター、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、木製家具、廃食用油、インクカートリッジ等の回収拠点を設置する。 ・民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などを情報発信する。	・資源物集団回収について、回収実績に応じた協力金 25,536,875 円を交付したほか、前年度回収実績を上回った回収団体に対し加算金 362,332 円を交付した。 ・清掃事業所・センター、区役所等に古紙、古着等の回収拠点を設置し、資源物回収を実施した。 ・民間事業者による資源物回収拠点の調査を実施し、市庁舎等の資源物回収拠点とともに Google マイマップでの情報提供を実施した。 【回答のあった拠点数】173 か所（うち 166 か所公開）	○
4	家庭系生ごみバイオマス事業の調査研究	事業系生ごみバイオマス事業の進捗状況を注視しつつ、家庭系生ごみ分別収集・バイオマス事業の先行事例を調査研究する。	事業系生ごみバイオマス事業計画の進捗を確認するとともに、先行事例について調査研究を行った。	○
5	プラスチック資源の分別収集に係る情報収集及び実施検討	プラスチック資源の分別収集について情報収集を行うとともに、本市に適した実施方法を検討する。	プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について情報収集を行うとともに、本市での実施について検討した。	○

(3) 事業系ごみの減量・資源化の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	事業系一般廃棄物の適正処理の周知	排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の分別区分や排出方法について、チラシ等により周知啓発することで、事業系一般廃棄物の適正処理を徹底するとともに、ごみの減量を見込む。	集積所 50 か所でパトロールを実施し､集積所への事業系ごみの不当排出を抑制するとともに、事業系ごみを排出してはならないことを周知啓発した。 事業系一般廃棄物の周知啓発するための看板（令和 6 年度実績 577 枚）を希望する自治会に配布し、同集積所に掲示することで周知啓発を行った。	○
2	事業系一般廃棄物の適正処理の指導	事業系一般廃棄物の適正処理を促すため、事業系一般廃棄物が集積所に排出された場合、清掃事業所等と共に、排出された廃棄物の内容等を確認し、排出事業者に対する指導を実施する。	市民等から通報があった際には、清掃・環境事業所と連携してごみ集積所で排出事業者や事業系ごみの内容等を確認し、個別指導を行った。	○
3	大規模建築物所有事業者に対する指導	大規模建築物所有事業者に対して、減量・資源化・適正処理計画書（以下「減量等計画書」）の提出を呼びかけるとともに、減量等計画書に基づく立入検査、指導を行う。	【実績】 減量等計画書の提出件数：397 件 減量等計画書に基づく立入検査件数：60 件	○
4	清掃工場等における搬入検査の実施	事業系一般廃棄物の適正処理を確認するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、一般廃棄物収集運搬業者を対象とした講習会を行うなど、啓発を通じた分別の徹底や資源化への誘導を図る。	令和 6 年度中に西部清掃工場で合計 6 回（5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、1 月）の展開検査を実施し、不適当な搬入が確認された場合には行政指導を実施した。	○
5	再生利用可能な事業系古紙の搬	再生利用可能な事業系古紙の清掃工場への搬入を規制するため、排	事業系ごみの排出方法についての問い合わせに対応する際、古紙を排出する予定を聴取した場合には、再生利用事	○

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
	入規制	出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者に対し、事業系古紙の再資源化徹底について、周知啓発を図る。	業者を案内した。	
6	事業系生ごみバイオマス事業の推進	事業計画及び関係法令の許認可手続きの進捗について注視するとともに、創業後の資源化誘導策について事業者及び関係部署と検討を進める。	引き続き、関係法令許認可取得状況を注視するとともに、必要な支援を実施する。	○
7	使用済紙おむつリサイクルの推進	使用済紙おむつリサイクルの推進に関する連携協定などに基づき、本市における使用済紙おむつのリサイクルの実現に向けた取組を推進することとし、事業系となる使用済紙おむつを主な対象とした実証実験について検討を進める。	使用済紙おむつリサイクルの推進に関する連携協定に基づき、天竜区において家庭系・事業系の使用済紙おむつリサイクルの実証事業を実施した。 【実施期間】令和 6 年 12 月～令和 7 年 3 月 【協力事業者】5 者	○
8	事業者と連携した資源循環などの推進	民間主体となる資源循環や新しい処理技術の振興を促すため、民間事業者の新規事業にあっては、法令上の相談・指導や、必要な支援などを行う。	業者等から相談があった際には、法令等の制度説明を行い、必要な助言・指導を行った。	○

(4) ごみの適正処理の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	環境美化推進員の研修の充実	環境美化推進員の研修について、アンケートを実施し、効果的な研修方法について検討するとともに、実施方法について見直しを行う。	昨年度作成した事例集が好評だったため、環境美化推進員研修用に各自治会から情報提供のあった環境美化活動の取組みをまとめた事例集を作成し、1 月下旬に各自治会に郵送した。	○
2	ごみ・資源物分別･排出ルールの周知徹底	ごみの分別・排出ルールを周知するため、分別収集カレンダー、冊子「ごみ･資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を配布する。	分別収集カレンダー、冊子「ごみ･資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を印刷後、配布した。	○
3	地域環境美化活動推進協力金の交付	自治会が実施する地域環境美化活動に対して協力金を交付する。	自治会が実施する地域環境美化活動に対して協力金を交付した。 【交付実績】 727 自治会　25,559,050 円	○
4	ごみ集積所管理物品の配布	ごみの散乱防止や資源物回収用コンテナ設置負担軽減のため、飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネットを配布する。また、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布する。	飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネット、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布した。	○
5	不法投棄パトロール及び啓発活動の実施	不法投棄パトロールによる実態把握と監視カメラの効率的運用を継続実施する。また、啓発活動実施と LINE 通報システム活用を通して市民協働による不法投棄防止に対する意識醸成を図る。	職員によるパトロール及び監視カメラのメンテナンスを毎週（年末年始を除く。）実施した。 環境月間（6 月）及び不法投棄撲滅強化月間（10～12 月）に合わせ、市庁舎内設備、ラジオ、街頭の大型ビジョン等を活用し啓発活動を実施した。 5 月 30 日及び 12 月 3 日に開催された県下統一不法投棄防止パトロールに参加した。	○
6	集積所への不当排出パトロールの実施	職員による集積所への不当排出防止パトロールを実施する。	ごみ収集時、不当排出防止パトロール時、協働センター等への雑紙回収時に合わせて実施した。	○
7	不法投棄防止看板の配布	土地所有者が管理する土地への不法投棄を防止するため、土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布する。	土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布した。	○

基本方針２　市民・事業者・市の協働による取組みの推進　　◎…進んでいる　○…計画どおり　△…遅れている

(1) 人材育成及び環境教育の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	環境教育の実施	小学生に夏休みの課題として「食事の食べきり」・「雑がみ・プラごみ集め」等に取り組んでもらい、小学生のごみ減量に関する理解を促進する。 小学 4 年生を対象に社会科副読本を作成し、ごみの現状や 3R の重要性を学ぶことで持続可能な社会の担い手を育成する。	市内全小学生を対象とする「こどもモッタイナイ大作戦」の実施により、食品ロスについて啓発し、ごみ減量に関する理解を促進した。 【参加者数】15,291 人 小学 4 年生を対象とした社会科副読本「ごみとわたしたち」を電子ブック版として作成した。	○
2	移動環境教室の実施	環境学習指導者を保育園、幼稚園、小・中学校に派遣し、ごみ減量やリサイクル、海洋ごみ問題等をテーマに講座を開催する。	移動環境教室のうち、E スイッチプログラムの受講者数 7,207 人（年間）	○
3	出前講座の実施	職員が講師となり、ごみ処理の現状やごみ減量等をテーマに、学校や市民、団体等に対して出前講座等を実施する。	【実績】 37 回、1,641 人 一般廃棄物対策課：25 回、958 人 平和清掃事業所： 8 回、431 人 浜北清掃センター： 4 回、252 人	○
4	ホームページや SNS を活用した周知啓発	（再掲）幅広い市民に対して、雑がみ分別袋の配布、インスタグラム投稿キャンペーンの実施、みどりのリサイクル持込用フレコンバッグ配布とごみ減量キャンペーンを実施すること等により、ごみの減量と資源化を推進する。	浜松市環境部公式インスタグラムを通年運用した。 【投稿数】23 回 【フォロワー数】約 1,735 アカウント 目標値の周知・啓発及びごみ減量実践への動機付けを目的に、ごみ減量の 6 つのテーマの実践、SNS 投稿を行う「Go！みんなで 404 インスタグラム投稿キャンペーン」を 8～9 月に実施した。 【投稿数】400 件	○

(2) 市民との協働の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	学生等との協働事業の検討	（再掲）幅広い市民に対して、雑がみ分別袋の配布、インスタグラム投稿キャンペーンの実施、みどりのリサイクル持込用フレコンバッグ配布とごみ減量キャンペーンを実施すること等により、ごみの減量と資源化を推進する。	ごみ減量の啓発を目的に開催したイベント『ごみ減量チャレンジ Day！～みんなでサステナブる！？～』にて、常葉大学「地域貢献サークル Cocoa」と連携し、ステージ講演やブース出展を通して、ごみの減量方法を周知した。	○
2	環境美化推進員の育成・強化	ごみ分別、ごみ減量等に係る地域のリーダーとなる環境美化推進員を育成・強化するため、行政区ごとの説明会の開催や研修を実施する。	環境美化推進員を対象に、推進員の役割や浜松市のごみの現状等の説明会を、6～7 月に実施した。 環境美化活動の取組をまとめた事例集を作成し、1 月下旬に各自治会に郵送した。	○

(3) 事業者との協働の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	食品ロス削減及び脱プラスチック推進事業者登録制度	・（再掲）食品ロス削減及び脱プラスチック推進事業者登録等により、事業者等と連携して、市民及び事業者への普及啓発を行う。 ・3R 推進優良事業者表彰制度により、3R に対して積極的または独自性がある取組を行った事業者を表彰し、循環型社会の形成を推進する。	・（再掲）食品ロス削減協力店及びはままつ脱プラスチック推進事業登録事業者と連携して、市民等への食品ロスや脱プラスチックに関する普及啓発を行った。 【登録数】食品ロス削減協力店：380 店舗、 はままつ脱プラスチック推進事業者：21 者 ・3R 推進優良事業者表彰制度により、2 事業者を表彰した。 【受賞者の取組内容】㈱遠鉄ストア、㈱青空農園：食品残さのリサイクルによる食品リサイクルループの実現	○

基本方針３　ごみ処理と資源化の体制整備の推進　　◎…進んでいる　○…計画どおり　△…遅れている

(1) 安定的な体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	西部清掃工場の更新	令和 11 年度供用開始を目指し、西部清掃工場を更新するため、実施方針の策定等を実施する。	西部清掃工場更新に係る事業者を募集、選定し、事業契約を締結した。 契約事業者：JFE エンジニアリング株式会社名古屋支店他	○
2	ごみ処理広域化に関する情報収集	静岡県からのごみ処理広域化に関する情報を収集し、今後の動向を注視する。	静岡県主催の第 1 回（4 月 23 日）、第 2 回（10 月 2 日）、第 3 回（1 月 31 日）廃棄物・リサイクル推進連絡会に出席し、情報収集した。	○
3	リチウムイオン電池などの処理体制の研究	破砕処理施設の発火事故の原因となっているリチウムイオン電池などの処理に関し、施設の稼働状況や収集の状況を踏まえ本市にあった体制を研究する。	リチウムイオン電池などの処理に関し、施設の稼働状況や収集の状況を踏まえ本市にあった体制を研究した。	○
4	安全かつ適正な収集運搬業務の実施	生活環境の保全のため、ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬する。	ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬した。	○
5	（再掲）資源物集団回収活動に対する協力金交付	地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。	・資源物集団回収について、回収実績に応じた協力金 25,536,875 円を交付したほか、前年度回収実績を上回った回収団体に対し加算金 362,332 円を交付した。	○
6	資源化事業者への支援策の調査・研究	他都市の状況を調査・研究し検討する。	・（再掲）菊川市等で先行実施していた㈱ECOMMIT による衣類、ファッション雑貨及びホビー用品の回収を調査研究した。 ・（再掲）上記の調査研究により本市での実施を検討し、「浜松市と㈱ECOMMIT との資源循環等の推進に関する協定書」を締結し、市役所本館 1 階市民ロビー、鴨江分庁舎 1 階玄関ホールに専用の箱を設置し、回収を開始した。	○

(2) 効率的な体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	西部清掃工場の更新及び新清掃工場及び新破砕処理センターの整備	西部清掃工場の更新にあたり、民間活力の導入を踏まえ PFI 等審査委員会にて事業手法を検討する。（R4～R6）	西部清掃工場更新に係る事業者を募集、選定し、事業契約を締結した。 契約事業者：JFE エンジニアリング㈱名古屋支店　他	○
2	最終処分場の効率的な利活用の検討	令和 11 年度供用開始を目指し更新する西部清掃工場において、副生成物の全量資源化に向け、事業者の選定を実施する。	西部清掃工場更新に係る事業者を募集、選定し、事業契約を締結した。	○
3	効率的な収集運搬体制の決定	天竜清掃工場が稼働する令和 6 年度以降のごみ処理体制の変更に向けて、搬入地区割の見直しなど効率的な収集運搬体制を決定する。	見直し後の搬入地区割のもと業務を実施。搬入調整区域での調整等により、全体的に効率的な運用が図れていることを確認した。	○

(3) 災害時の体制整備の推進

№	個別施策	年度計画	実施内容	実施状況
1	災害時ごみ処理に関する計画等の改定ならびに研修の充実	・廃棄物処理部応急対応マニュアルの見直しを適宜行う。 ・廃棄物処理部各班の業務に関連した研修を検討・実施する。 ・静岡県産業廃棄物協会との意見交換を行うとともに、有事の際に迅速に災害廃棄物処理を行えるように仮置場候補地での実地研修を検討する。	・浜松市災害廃棄物処理計画や廃棄物処理部応急対応マニュアルの改定を行った。 ・廃棄物処理部職員対象の研修を 2 月に行った。（DVD 視聴、参加率 87.6%） ・静岡県産業廃棄物協会との意見交換会、仮置場候補地の現地見学会を 1 月に行った。	○

資料3-2

令和６年度生活排水処理の状況について

環境部廃棄物処理施設課

１　一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）の進捗について

一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水処理編では、将来人口及び処理形態別人口の推計を踏まえて、計画最終年度（令和 10 年度）における目標値として、汚水衛生処理率を 95.3%に設定し、公共下水道の接続率向上や合併浄処理化槽の普及促進を図ることとしている。

令和６年度における進捗状況は次のとおりである。

(1) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、107,980.99kL を、西部及び東部衛生工場にて全量処理をした。

(2) 汚水衛生処理率※の推移

汚水衛生処理率は前年度の 89.1%より 0.6%増の 89.7%となり、目標値（令和４年改定）の 91.3%に達していない。（表１）

主に、単独処理浄化槽は高齢者世帯が多く、また資材などの高騰により工事費用が増大しているため、設置替えが進みにくい要因がある。今後も継続して下水道区域内の未接続世帯（15,000 人）への接続依頼に加え、下水道区域外の単独処理浄化槽世帯（くみ取り便槽含む）に対し、設置替えの訪問勧奨を実施していく。

※汚水衛生処理率とは　生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値であり、
公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口（農業集落排水人口を含む）を総人口で割った数字。

表１　処理形態別人口の実績　（単位:人）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	804,989	802,728	800,870	797,938	793,606	790,580	786,792	781,011
公共下水道	621,784	623,428	624,943	625,410	624,345	623,462	623,001	621,733
合併浄化槽	69,615	71,004	72,807	74,388	75,702	77,328	78,209	78,681
単独浄化槽	91,196	86,906	83,484	79,437	75,732	72,716	69,625	67,601
くみ取り便槽	22,394	21,390	19,636	18,703	17,827	17,074	15,957	12,996
汚水衛生処理率	85.9%	86.5%	87.1%	87.7%	88.2%	88.6%	89.1%	89.7%
（計画値）	89.2%	90.6%	91.9%	93.0%	93.7%	89.4%	90.3%	91.3%

グラフ１　処理形態別人口の比率

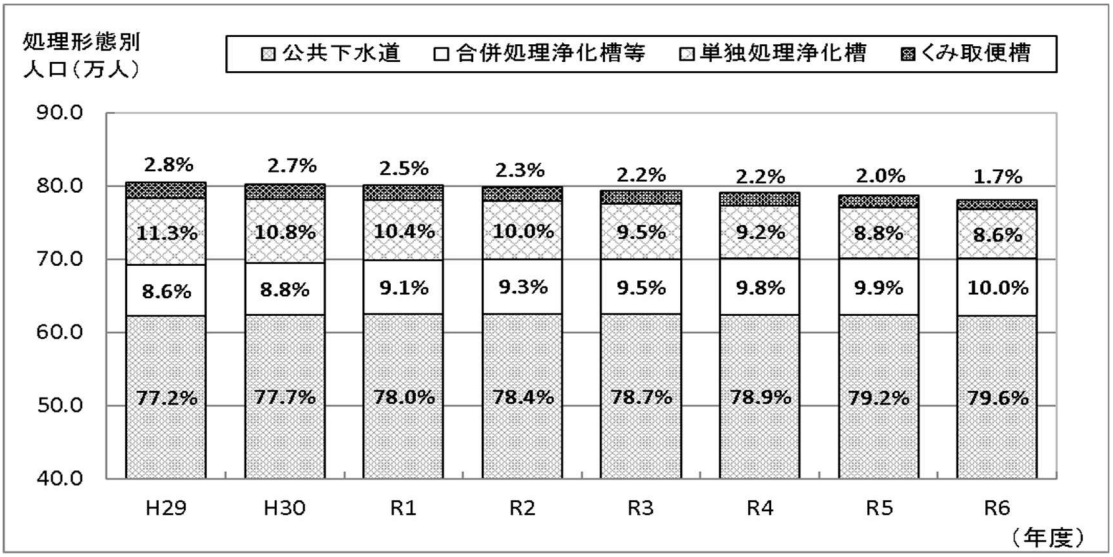

２　各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和４年度から令和10年度までの７年間とし、「市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進」を実現するため、３つの基本方針を定めている。

その基本方針に基づいて各種施策の事業を実施しているが、令和６年度の進捗状況は、14項目について下記のとおりである。

基本方針１　水環境改善のための目的意識の向上

個別施策	事業内容	目標	実績	達成率
（１）市民団体や自治会等との連携	自治会等への出前講座の開催	1件	0件	0%
	小学生等を対象に環境教育	80件	54件	68%
（２）広報誌やインターネット等を用いた情報発信	水質調査結果等の情報発信	1件	1件	100%

基本方針２　生活排水による水環境への負荷低減

個別施策	事業内容	目標	実績	達成率
（１）公共下水道の整備と接続率の向上	公共下水道事業計画区域の効率的整備の実施	17,414*1 ha	14,255*2 ha	82%
	公共下水道整備区域において職員の戸別訪問実施	500戸	938戸	188%
（２）合併処理浄化槽への設置替えと適正管理	公共下水道事業計画区域外において職員の戸別訪問実施	7,500戸	6,460戸	86%
	浄化槽使用家屋等に適正な維持管理の周知啓発			

*1：事業計画総面積
*2：R6年度末時点、整備完了面積

基本方針３　くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続

個別施策	事業内容	実績
（１）し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理	安定的な処理体制の継続	2工場で全量処理を実施
	運転管理業務受託者への業務確認、指導等の実施	毎月、月報会議を実施
	下水道処理施設等との連携	年1回、意見交換を実施
（２）大規模災害時に対応したし尿処理体制の継続	近隣自治体との緊急時相互受入等の協定等の活用	緊急事態の発生無し
	収集運搬業者と連携し防災訓練を実施	FAXによる通信訓練を実施
	適正な処理を継続するための保全計画策定	保全計画に沿って予防保全を実施
	運転を停止した処理槽等においても維持管理継続	休止中の3施設の維持管理を継続中